

平成28年度版

八代市男女共同参画年次報告書



熊本県八代市

八代市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、自然豊かな山、川、海、そして実り多き平野に恵まれたふるさとで、性別にかかわらず自分らしくいきいきと暮らせる、だれもが住みたい、住み続けたいまち“やつしろ”を希望と誇りを持って、次世代につないでいきます。

そのために、男女がともに認め合い、支え合う元気都市“やつしろ”を実現します。

- 一 わたしたちは、家庭・地域・学校・職場における男女共同参画に関する教育、学習を進めて、男女共同参画意識の高いまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女の人権を尊重し、性別による差別的扱いや暴力をなくすとともに、健康でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女がともに個性と能力を発揮でき、自分らしく多様な生き方が選択できるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女が対等なパートナーとして、あらゆる分野へ参画し、喜びも責任も分かち合うことができるまちをめざします。
- 一 わたしたちは、男女共同参画社会の実現に向けて、市民・地域・事業所・行政が一体となって協働するまちをめざします。

ここに、八代市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

平成21年6月19日

八代市

目 次

I	八代市男女共同参画計画の基本的な考え方	1
II	八代市男女共同参画計画の施策の体系	6
III	八代市男女共同参画計画の実施状況及び評価・課題	9
	基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり	10
	基本的課題2 男女がともに互いの人権を尊重し安心して暮らせる社会づくり	19
	基本的課題3 男女がともに自分らしく多様な生き方が選択できる環境づくり	45
	基本的課題4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり	56
	基本的課題5 男女共同参画推進のための体制づくり	67
	成果指標進捗状況	75
IV	平成 27 年度男女共同参画推進室の事業実績	76
V	データでみる八代市の男女共同参画の状況	88
	八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査	89
	男女共同参画推進室への相談状況	91
VI	資 料	92
	八代市男女共同参画推進条例	93
	八代市男女共同参画推進条例施行規則	97
	八代市男女共同参画審議会委員名簿	100
	男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧	101

I

八代市男女共同参画計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

- ◆ 男女共同参画社会基本法に男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されており、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。
- ◆ 21世紀は人権の世紀ともいわれており、男女間の不平等感や女性の人権侵害の解消が男女共同参画の根底をなすものですが、今世紀もますます進展することが予想される少子高齢化、国際化、地方分権及び地域自治などの社会経済情勢に的確に対応するためにも、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが必要不可欠となっています。
- ◆ このような状況を踏まえて、本市では男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現と地域の活性化をめざして、本市で取り組むべき男女共同参画の推進に関する様々な施策を体系化し、総合的かつ計画的に施策を推進するためにこの計画を策定するものです。
- ◆ この計画を具現化することにより、本市の総合計画の将来像である「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”」の実現につなげます。

2 計画の性格

- ◆ この計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく市町村男女共同参画計画であって、法の理念を踏まえ、国の男女共同参画基本計画（第3次）及び第3次熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと21）との整合を図っています。
- ◆ この計画は、八代市男女共同参画推進条例第10条に基づく男女共同参画の推進に関する行動計画であって、八代市総合計画の部門計画となります。
- ◆ この計画は、「八代市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果、八代市男女共同参画審議会の意見・提言、市民ワークショップの作業結果及び市民のパブリックコメント（公募意見）を踏まえて、市民の意見を反映して策定しています。

- ◆ この計画は、全市的に男女共同参画社会づくりを推進するため、行政の取り組むべき施策のほか、市民、事業者の責務を掲げて、市民と行政が一体となって男女共同参画を進めるための指針となります。

3 計画の期間

この計画の期間については当初、「基本計画」が平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間、「実施計画」については 5 年間と定められました。

このたび、実施計画の 5 年を経て国、県の動向をはじめ社会情勢の変化や計画の進捗状況により見直すこととしました。「実施計画」では平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に重点的に取り組む施策について新たに定め、「基本計画」については、国の男女共同参画基本計画と県男女共同参画計画の改定状況を勘案しながら見直しを行いました。

4 基本目標（将来像）

《^{ひと}男女が性別にとらわれず、多様な価値観を認め合って、個性と能力を十分に発揮することにより、^{ひと}男女がともに支え合う 元気都市“やつしろ”の実現》

5 基本理念

基本目標を実現するため、次の基本的な考え方にに基づき、男女共同参画を推進します。

1 男女の人権の尊重と平等

個人の尊厳を重んじ、人権を尊重するとともに、女性に対するあらゆる暴力をなくし、性別による差別的取扱いをしないようにしましょう。そのためには、あらゆる場において人権尊重や男女平等を推進するための教育・学習を実施し、行動につなげましょう。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会のあらゆる活動に対して、影響を及ぼさないように配慮しましょう。そのためには、性別による偏見や固定化された役割分担意識の解消に努めましょう。

3 生涯を通じた健康への配慮

男女がそれぞれの性について理解を深めることで、妊娠や出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮しましょう。そのためには、発達段階に応じて性に関する正しい知識を身につけ、互いの心身の健康について思いやりをもちましょう。

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と仕事や地域活動、自己啓発など家庭生活以外の活動をバランスよく展開できるようにしましょう。そのためには、固定的な役割分担意識や働き方を含めた個人のライフスタイルを見直し、多様な価値観や生き方を認め合うようにしましょう。

5 政策・方針決定の場への男女共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして市その他の団体における政策又は方針の決定に共同して参画できるようにしましょう。そのためには、あらゆる分野への女性の参画を拡大するための環境整備や支援を行うとともに、男女とりわけ女性が意欲と行動力を高めるためのエンパワーメント（自己決定や主体的に行動できる力をつける）を図りましょう。社会のあらゆる分野への男女共同参画を推進することが、地域の活性化につながります。

6 国際的協調

男女共同参画社会の形成促進が国際社会における様々な取組と連動しながら進められていることをかんがみ、国際的な協調の下に国際的な視点をもって男女共同参画を進めましょう。

6 実現したい姿

1 家庭では

- ・ 「男らしさ」「女らしさ」ととらわれず、「自分らしさ」を大切にする教育を行い、個性と多様な生き方を認め合っています。
- ・ 「男は仕事」「女は家庭」という固定化された役割分担意識にとらわれず、家族全員が家事、育児、介護などに協力し合って、明るく元気で充実した家庭生活を送っています。
- ・ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族一人一人が互いの人権と健康を尊重し合う家庭となっています。

2 学校では

- ・ 「男の子だから」「女の子だから」という性別にとらわれることなく、一人の人間として、個性を認め、能力を伸ばし、自立心を育む教育が行われています。
- ・ 人権を尊重し、男女が互いに思いやり、協力し合う力が育ち、元気な学校生活を送っています。
- ・ 進学や就職では、性別にとらわれることなく、本人の意思が尊重され、多様な選択ができるようキャリア教育が行われています。

3 地域では

- ・ 男女が対等に地域活動の企画や方針決定に関わることにより、住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれた古い慣習やしきたりが見直され、男女がともに心豊かに暮らせる地域となっています。
- ・ 子ども、高齢者、障がい者に対する支援が地域活動として活発に取り組み、子ども、高齢者、障がい者が地域の人々と一緒に安心していきいきと暮らし、元気のある地域となっています。

4 職場では

- ・ 採用、配置、賃金、昇任などの男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、いきいきと働くことができ、活気のある職場となっています。
- ・ 育児休業、介護休業等を男女ともに取得しやすい環境が整備され、男女がともに子育てしながら働き続けることができるとともに、家庭や地域活動とバランスのとれた働き方ができるようになっています。
- ・ セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント、パワー・ハラスメントがなくなり、安心して快適な職場環境となっています。

5 全体では

- ・ 家庭、学校、地域及び職場などあらゆる場において、人権、男女平等など男女共同参画社会の実現に向けた教育、学習が行われるまちになっています。
- ・ 個人の尊厳が重んじられ、男女の人権が確立されて性別による差別的取り扱いがなくなっています。また、女性に対するあらゆる暴力がなくなるとともに、生涯を通じた健康支援が図られ、安心していきいきと暮らせるまちになっています。
- ・ 女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になるためのエンパワーメントやチャレンジ支援が図られ、社会のあらゆる場で活躍しているまちになっています。
- ・ 男女がその能力を発揮し、対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に共同して参画することにより、やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市“やつしろ”になっています。

II

八代市男女共同参画計画の施策の体系

施策の体系

基本的課題	施策の方向	施策の内容
1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり (男女共同参画理念の浸透)	(1)男女共同参画に関する意識の高揚	①家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり
		②男女共同参画の視点に立った学校等における男女平等を推進する教育の充実
		③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進
	(2)性別による固定的な役割分担意識の解消	①ジェンダーの視点に基づいた、男女共同参画社会の形成を阻害する慣習・慣行の気づき、見直し
		②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革
	(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画に関する国際的な動向に対して理解し、認識を持つための情報の収集及び提供
		②国際交流等による多文化理解を深める機会提供
2 男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり (人権の確立)	(1)女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶	①ドメスティック・バイオレンス(DV)の予防及び根絶
		②セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の予防及び根絶
		③メディアにおける女性の人権への配慮
		④被害女性の保護及び支援体制の充実
	(2)生涯にわたる女性の健康づくり支援	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
		②発達段階に応じた性と生殖に関する啓発
		③ライフステージに応じたこころとからだの健康づくりの推進
	(3)男性・子どもにとっての男女共同参画の推進★	①男性・子どもにとっての男女共同参画の意義の啓発★
		②こころとからだの健康づくりへの支援と相談体制の充実★
	(4)高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会参画及び自立支援	①高齢者の生きがいづくりと社会参画の促進
		②障がい者の自立支援と社会参画の促進
		③外国人の自立支援と社会参画の促進★
		④ひとり親家庭、及び経済的困難に直面する人々の自立支援と社会参画の促進★
		⑤女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進★

3 男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり (ワーク・ライフ・バランスの推進)	(1)仕事と家庭生活、地域活動との両立支援	①家庭生活における男女共同参画の促進
		②地域活動における男女共同参画の促進
		③働き方の見直し支援
	(2)男女が働きやすく、働き続けられる就労環境づくり	①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
		②働きやすい就労環境の整備
		③子育て支援・介護支援の充実
4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり (男女共同参画によるまちづくり)	(1)政策・方針決定の場への女性の参画拡大	①女性のエンパワーメント支援
		②市の審議会・委員会等への女性の積極的登用
		③地域活動における方針決定の場への女性の参画促進
		④民間企業・団体等における方針決定の場への女性の参画促進
	(2)農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進	①女性の経営への参画促進
		②女性の起業に対する支援
5 男女共同参画推進のための体制づくり (男女共同参画計画の推進)	(3)男女共同参画の視点に立った地域活動の推進★	①男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化★
		②防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進★
	(1)推進体制の充実	①庁内推進体制の強化
		②市職員の意識の向上
		③計画の適正な推進のための進行管理
	(2)市民等との協働による推進	④国・県・他自治体との連携強化
		①市民活動団体の育成及び支援
		②男女共同参画活動の拠点づくり
		③民間企業・NPO等との連携

★は後期計画による新設項目

Ⅲ

八代市男女共同参画計画の
実施状況及び評価・課題

基本的課題1

《男女がともに育む男女共同参画の意識づくり(男女共同参画理念の浸透)》

【施策の方向】

(1) 男女共同参画に関する意識の高揚

① 家庭、地域、職場における男女共同参画の意識づくり

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
1	市民団体等 が主催する講 座、研修会な どの男女共 同参画推進 活動の支援	地域、職場、学校などの団 体等が主催する講座、研 修会などに講師を派遣す るなど、啓発活動等を支援 する。	人権政策課	・市内事業所や団体・学校で実 施した男女共同参画研修会に 講師派遣を実施(2回)。高校 におけるデートDVの学習に伴 い講師を派遣(6回) ・アドバイザー派遣事業につ いての案内及び啓発チラシを市 内事業所・学校に郵送(100 件)。	講師派遣により、受講者の 啓発へ寄与した。さらに事 業の周知を図ることが必要 。	引き続き制度の周知を図ると ともに事業を継続し、男女共 同参画意識の浸透を図る。	
			生涯学習課	家庭教育学級・高齢者教室・婦 人学級等への講師選定につ いて、八代市生涯学習指導者名簿 の中から講師を紹介した。	各種講座、学習会等の開催 を通じて家庭や各地域にお ける活動に関する意識を高 めることができた。	引き続き、各種団体が開催す る講座や研修等に際して、生 涯学習指導者名簿の活用をす すめ、啓発を進めていく。	
			学校教育課	八代地域人権子ども集会フェ スティバル in やつしろを八代市総 合体育館で実施し、部落差別を はじめ、すべての差別をなくす 取組を行った。平成27年度の 八代地域人権子ども集会フェ スティバル in やつしろでは、1 000人を超える参加者があ った。(園児、児童生徒、保護者、 教職員、市民等)	年々回を重ねるごとに、内 容の充実が見られ、参加人 員の増加で八代地域人権子 ども集会フェスティバル in やつしろの趣旨である、部 落差別をはじめ、すべての 差別をなくす取組の充実を 図ることができた。 また、人権同和教育の周知 啓発の広がりにつながって いる。	部落差別をはじめすべての差 別をなくす取組を推進するた め、八代地域人権子どもフェ スティバル in やつしろを八代 市総合体育館で実施する。	

2	男女共同参画週間の周知・啓発	広く市民の男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画に関する活動への参加を促すため、男女共同参画週間の周知と趣旨に沿った啓発活動を行う。	人権政策課	・6月23日～29日の男女共同参画週間において市広報紙、市民課前情報モニター、ケーブルテレビ、HPで周知・啓発を行った。・市庁舎ロビーでテーマ「地域力×女性力＝無限大の未来」に沿った展示や男女共同参画活動状況の紹介を行った。	各種広報媒体を利用した啓発ができた。	・6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせ、広報誌やホームページ、ケーブルテレビ等を利用し情報を提供する。・市内各施設で展示による啓発を行う。	
3	市立図書館における関係資料の充実	男女共同参画に関する図書資料等の充実を図り、市民に情報の提供を行うとともに、男女共同参画社会に対する市民の関心と理解を深めるため、男女共同参画週間に合わせて資料展示を行う。	生涯学習課	図書館全体での資料数を300冊程度を目標に、27年度は13冊の図書を収集した。現在297冊。	資料の収集については、目標冊数に到達間近。ただ、資料展示が行えていないため、今後は指定管理者と協議し、展示を行う必要がある。	引き続き資料を年間通じて収集し、市民に活用してもらうとともに、図書展示なども行い、市民の関心と理解を深めるよう努める。	
4	啓発用教材の貸出し	男女共同参画に関する啓発用ビデオ、DVD等の充実を図り、家庭、地域、職場等での学習や研修の教材として貸出しを行う。	人権政策課	人権啓発資料：145本　うち男女共同参画関係：22本 27年度人権啓発資料の貸出し実績：171回、うち男女共同参画に関する実績：16回	貸出数は伸びており、学校や団体による学習機会が増えてきている。	さらに貸出し制度の周知を図るとともに、資料の充実を図っていく。	

② 男女共同参画の視点に立った学校等における男女平等を推進する教育の充実

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実績	各課の評価と課題	28年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
5	男女共同参画標語掲示板による啓発	各学校に設置した男女共同参画標語掲示板により児童・生徒・保護者への啓発を行う。	人権政策課	平成24年度までの3カ年計画により、市内全小・中・特別支援学校への設置が完了している。	各校とも校門近くに設置しており、児童・生徒・保護者・地域への啓発に役立っている。	学校への設置により、児童・生徒・保護者はもとより地域住民への啓発に繋がっている。今後は経年後の改修について検討が必要。	

6	個性と能力を認めるキャリア教育の推進	児童、生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力を身に付けるキャリア教育を推進する。また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない進路指導を行う。	学校教育課	キャリア教育の学習プログラムの作成率及び校内研修実施率100%を目標として取り組んだ。	キャリア教育の学習プログラムの作成率の100%は達成できている。また、校内研修で実施率については、100%までいかないが、多くの学校で実施している状況にある。今後は、100%実施に向けて周知する必要がある。	キャリア教育の校内研修を全ての学校で実施できるようにする。また、各学校で作成のキャリア教育の学習プログラムを確実に実施するように働きかける。	
7	教職員、保育士に対する意識啓発	教職員や保育士などに対し、男女共同参画、男女平等の視点に立った研修の機会を提供し意識啓発を図る。	学校教育課	男女共同参画をテーマにした校内研修の実施率80%は達成しているが、更に実施率が上がるように機会を捉えて呼びかけた。	男女共同参画をテーマにした校内研修の実施率80%以上は達成できたが、100パーセントに近づくように機会を捉えて呼びかける。	男女共同参画をテーマにした校内研修を全ての学校・園で取り組むように働きかけを行う。	
			こども未来課	27年度中は6回延べ56名の保育士が人権研修へ参加した。	研修に参加することにより職員の意識啓発が図られた。	27年度同様取り組んでいく	
8	保護者等に対する意識啓発	PTA や後援会に対して、男女共同参画、男女平等に資する情報や学習の機会を提供し、意識啓発を図る。	生涯学習課	家庭教育学級において、保護者の意識啓発を推進した。PTA 研究大会における意識啓発を推進した。	家庭教育学級並びにPTA 活動への男性の参画促進、役員への女性参画、女性リーダー育成に努めた。	引き続き、家庭教育学級の学習の場並びにPTA 活動の中において意識啓発を図っていく。	
			こども未来課	—	—	関係機関等と取り組み方法について検討する。	
9	男女平等教育及び男女共同参画に関する教育の充実	学校等において、男女平等を推進する教育や男女共同参画に関する授業に積極的に取り組む。	学校教育課	各学校の年間計画に明確に位置付け、女性の人権や男女平等に関する授業を実施した。	各学校の年間計画に明確に位置付け、女性の人権や男女平等に関する授業を実施率が上がってきている。今後は、更に実施率が上がるように働きかけを行う。	各学校の年間計画に位置づけ、女性の人権や男女平等に関する授業を計画的に行うように働きかけを行う。	

10	男女共同参画に関する教材の活用及び作成	学校教育における男女共同参画や男女平等を推進するため、国及び県で作成している教材を活用するとともに、独自の教材を作成し、授業に活用する。	学校教育課	本年度も男女共同参画資料「共に輝く未来へ」（熊本県）を中学1年生全員に配布するとともに、職場体験学習をとおして、性別にとらわれない生き方指導を一層推進した。	本年度も男女共同参画資料「共に輝く未来へ」（熊本県）を中学1年生全員に配布するとともに、資料の積極的な活用を働きかけができた。 また、職場体験学習をとおして、性別にとらわれない生き方指導の推進を図ることができた。	熊本県が配付する男女共同参画資料「共に輝く未来へ」を中学1年生に全員配付し、資料の積極的な活用を図る。 また、職場体験をとおして性別にとらわれない生き方指導を一層推進するにはたらしかける。	
			教育サポートセンター	郷土学習資料（やつしろ行ってみマップ、わたしたちの八代市、未来につなごう美しき八代）を改訂するにあたり、研究部員間で男女共同参画の共通理解を図った。	日々児童が使用する郷土学習資料に男女共同参画の理念に立った改訂ができた。	男女共同参画を意識した研究・教材開発を目指す。	

③男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実績	各課の評価と課題	28年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
11	情報誌発行による啓発	男女共同参画情報誌を発行、全世帯に配布し、市民へ男女共同参画に関する啓発を行う。	人権政策課	・公募による編集スタッフと協働で作成し、12月発行の市報と同時に市内全世帯配布した。 A4 サイズ4面2色刷り：49,000部 ・内容：特集「ママ防災士と考える　こんなときどうする？災害への備えと心がまえ」ほか	災害と女性をテーマとして特集し、女性の視点での災害への備えや避難所運営等について考える機会となった。	今後も市民の視点を生かし、親しみやすい情報誌づくりに取り組む。 情報誌Mi☆Ra i　H28年度　49,000部発行予定	
12	広報紙等による啓発	市の広報紙、市のホームページ、ケーブルテレビを通して、男女共同参画に関する情報を提供し、市民の男女共同参画意識の高揚を図る。	人権政策課	・広報やつしろへの男女共同に関する記事掲載9件 ・市HPへの記事掲載18件 ・市ケーブルテレビ、市民課前行政情報モニターでの男女共同参画週間のPR	広報紙の情報量も増加していることから、内容を工夫して掲載することが必要。	広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等、さまざまな媒体を使って、市民の男女共同参画意識の高揚を図る。	

13	イベント、講演会、講座等による啓発	市民を対象にしたイベント、講演会、講座等を開催し、男女共同参画に関する啓発を図る。	人権政策課	・いっそDEフェスタ：2/14開催 参加者約 350 人 やつしろハーモニーホール FM やつしろぼくらの放送大集合公開録音、講演「すすんで？女性の進出」（講師：谷口真由美 大阪国際大学准教授） ・新市誕生 10 周年記念事業「一人の百歩より百人の一步を」：9/13 開催 肥後銀行セミナールーム 参加者 100 人 主催 八代みらいネット 講演「女性が活躍する社会へ、いま、変化の時！」・交流会（ワールドカフェ方式）講師 村山由香里 株式会社アヴァンティ代表取締役会長	参加者の意識啓発につながった。	「いっそ DE フェスタ」をはじめとして、各種イベント、研修会等による啓発に取り組む。また、広報誌やホームページのほか、フェイスブック等も利用し周知を行う。	
14	八代市男女共同参画宣言都市宣言文による啓発	出前講座やイベント開催時、展示やホームページ等を通して、宣言都市であることを周知し、宣言文による男女共同参画意識の高揚を図る。	人権政策課	出前講座において宣言文を用い啓発を行った。また、ホームページへの掲載や男女共同参画週間において掲示した。	宣言文を活用した啓発により、男女共同参画意識の高揚を図った。	引き続き、あらゆる機会を通じて、宣言文による男女共同参画意識の高揚を図る。	
15	市民意識の把握	男女共同参画に関する市民の意識を把握し、施策の基礎資料とするため定期的に意識調査を実施する。	人権政策課	平成 24 年度に実施。次回は平成 29 年度予定。	-	本市男女参画計画における実施計画の期間を 5 年としていることから、5 年毎に調査することとしており、次回は平成 29 年度に実施予定。	成果指標の「男女の平等感」については、意識が高まることで平等ではないと考える割合が増えることも予想される。次回の調査では判断できる項目を検討することが必要。

16	情報の収集及び提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民に情報を提供する。	人権政策課	国や他自治体から統計や情報誌等の収集、提供を受けるとともに、希望者への提供や市役所ロビー・人権啓発センターへの設置を行った。 また国、県からの情報を市ホームページや広報紙を通じて周知を図った。	情報提供の場としての、人権啓発センターの利用拡大を図っていくことが必要。	今後も積極的に情報収集・情報提供していく。	
----	-----------	---------------------------------	-------	---	--------------------------------------	-----------------------	--

【施策の方向】

(2) 性別による固定的な役割分担意識の解消

① ジェンダーの視点に基づいた男女共同参画社会の形成を阻害する慣習、慣行の気づき、見直し

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
17	男女共同参画を阻害する慣習、慣行の見直しのための啓発	男女共同参画を阻害する慣習や慣行などに気づき、見直していくために、家庭、学校、地域、職場等に学習機会を提供する。また、慣習や慣行に関する実態及び意識調査を行う。	人権政策課	・八代みらいネットにおいてミニ学習会を実施。7月テーマ：ワーク・ライフ・バランス（男性のための男女共同参画視点） ・八代みらいネットにおいて、新市誕生10周年事業として研修会を開催。 ・いっそDEフェスタを開催。 ・アドバイザー派遣事業により中学校へ講師を派遣。テーマ：男女共同参画 ・市民意識調査は平成29年度予定。	・八代みらいネット会員及び所属団体の取組に繋ぐことができた。 ・10周年事業やいっそDEフェスタの実施により、市民や市内各活動団体への啓発につながった。 ・中学校への講師派遣により、子どもたちからの男女共同参画意識の啓発につながった。今後も継続して実施することが重要。	・男女共同参画アドバイザー派遣や八代みらいネットによる出前講座等の学習機会を提供する。 ・市民意識調査は、次回29年度を予定。	
			学校教育課	男女混合名簿未実施校に対し、引き続きできる部分からの実施を促した。	男女混合名簿未実施校に対し、引き続きできる部分からの男女混合名簿の実施を働きかけたが、依然として男女別名簿が残っており、今後も働きかけの継続を行う。	男女混合名簿については、引き続きできるところからの男女混合名簿実施を各学校へ働きかける。	

			生涯学習課	家庭教育学級・公民館講座・高齢者教室・婦人学級等教育の場を通じて、男女平等の推進を図り、人々がジェンダーにとらわれない意識をもつ活動を推進した。	現在でも男女共同参画については、誤った認識が見られることから、わかりやすく正確な情報を継続的に提供して慣習や慣行の見直しに努めて行かなければならない。	引き続き、各学級、教室、講座等において、学習活動を通じた意識付けの定着を目指し、啓発を行う。	
18	ジェンダーに関する分かりやすい広報、啓発活動の推進	社会的・文化的に形成された性別「ジェンダー」について正しく理解されるよう、分かりやすい広報・啓発活動を行う。	人権政策課	・いっそDEフェスタでは講師の谷口真由美さんがジェンダーについてわかりやすく講演した。 ・八代みらいネット作成の「ジェンダーかるた」のPRを通じ、ジェンダーについてわかりやすく広報した。	男女共同参画に関して、わかりやすく正確な情報を継続的に提供していくことが重要。	情報誌Mi☆Ra iやホームページ等での広報、八代みらいネットジェンダーかるたを活用した啓発を行う。	

③ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識改革

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実施状況	各課の評価と課題	28年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
19	性別による固定的な役割分担意識の解消のための広報啓発	性別による固定的な役割分担意識の解消に向け市民や事業主、地域リーダー、指導者などに対して啓発活動及び学習機会の提供を行う。	人権政策課	各種セミナーやいっそDEフェスタ、情報誌「Mi☆Ra i」、市HPなどにより情報発信を行った。また、八代みらいネットによる学習会の開催や、定例会時にミニ学習会を実施した。商工政策課と連携し、事業所を対象にチラシ配布や情報提供を行った。	学習機会の提供、情報発信・情報提供により啓発につながった。今後とも各種団体へのアドバイザー派遣事業の周知を図るとともに、情報提供をさらに進め、学習機会を提供することが必要。	・男女共同参画アドバイザー派遣事業や出前講座等を通じて、更に啓発機会の拡大を図る。 ・事業主・地域リーダー等対象については、他部署とも連携して啓発を進める。	
			生涯学習課	家庭教育学級、高齢者教室、婦人学級等を通して学習機会を提供した。	高齢者になるほど固定化されたリーダーとなっており、役割分担が進んでいない。	啓発の継続。	

			商工政策課	人事担当者や、中堅社員、入社一年未満の新入社員等を対象にしたセミナーを県が実施しており、セミナーに関するチラシを窓口を設置し、更に八代市工業振興協議会会員へチラシを配布するなどの周知を図った。	セミナーに関するチラシを窓口へ設置及び八代工業振興協議会会員の地場企業へチラシ配布を行い、広く周知ができたと考える。	今後も更なる周知を図っていく。	
--	--	--	-------	--	--	-----------------	--

【施策の方向】

(3)国際的視点に立った男女共同参画の意識づくり

① 男女共同参画に関する国際的な動向に対して理解し、認識を持つための情報の収集及び提供

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の実施状況	各課の評価と課題	28 年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
20	国際的な情報の提供	男女共同参画に関する国連の動きや先進国の状況等の情報を収集し、男女共同参画情報誌や市ホームページで提供する。	人権政策課	市役所ロビーや人権啓発センターに情報誌や配付資料を設置し、国際的な動きを含めた情報を提供した。	市ホームページの更新により、新ホームページにおいても、県や国のホームページへリンクできるよう、改めて作業する必要がある。	国際的な情報に関しても、積極的に情報を収集し、ホームページ等で情報を提供していく。	

② 国際交流等による多文化理解を深める機会提供

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の実施状況	各課の評価と課題	28 年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
21	在住・滞在外国人との交流	学校、地域などで市民と在住、滞在外国人とが交流することにより、異文化を体験しながら、男女の人権や男女共同参画に関する文化、慣習等を学ぶ機会を提供する。	秘書課	「おしえて青年海外協力隊」の開催 ①泉小学校 日時：平成 27 年 6 月 12 日 対象：生徒 39 名 ②鏡中学校 日時：平成 27 年 7 月 9 日 対象：生徒 90 名 ③八千把小学校 日時：平成 28 年 1 月 22 日 対象：児童 56 名 ④宮地小学校 日時：平成 28 年 1 月 29 日 対象：児童 35 名 ⑤八竜小学校 日時：平成 28 年 2 月 2 日 対象：児童 35 名	青年海外協力隊経験者の生の声を聞くことで、開発途上国に対する子どもたちの現状を学び、開発途上国と日本の関わりへの理解を深めることに寄与した。 予定は 8 校としていたが、7 校のみの申込だったため、H28 年度は 8 校で実施できるよう PR していきたい。	昨年同様「おしえて青年海外協力隊」を 8 校まで募集し、開催する。	

				⑥昭和小学校 日時：平成 28 年 2 月 8 日 対象：生徒+保護者 135 名 ⑦くま川教室 日時：平成 28 年 3 月 14 日 対象：生徒 16 名			
			学校教育課	授業内外において、児童生徒が A L T（外国語指導助手）との交流の時間を多く設定することで、児童生徒が、他国の文化や言葉について学ぶ機会を多く設けた。	A L T（外国語指導助手）を活用することで、言語の習得とともに、異文化を体験しながら、男女の人権や男女共同参画に関する文化、慣習等を学ぶ機会を得ることができた。	A L T（外国語指導助手）の活用を更に推進しながら、異文化の体験や男女の人権について学ぶ機会の充実を今後も継続して取り組んでいきたい。	
22	国や県、国際交流団体などが行う国際交流活動への協力・支援	国や県、国際交流団体などが実施する国際交流活動に対し、協力・支援を行うことにより、市民が外国人とふれあい、さまざまな文化に対する理解と認識を深める機会を提供する。	秘書課	国際協力機構（JICA）のポスターを掲示し。青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの周知、募集説明会の案内等を行った。	発展途上国や支援の必要な地域に対して、JICA がどのような活動を行っているのか、私たちに何ができるのかを市民の方にも考えて頂くいい機会になっている。説明会には多くの市民の方が参加されたと聞いている。	昨年に引き続き、周知活動を行う。	

基本的課題 2

《男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり(人権の確立)》

【施策の方向】

(1) 女性に対するあらゆる暴力の予防及び根絶

① ドメスティック・バイオレンス(DV)の予防及び根絶

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
23	ドメスティック・バイオレンスの予防及び根絶に向けた啓発活動の推進		人権政策課	・アドバイザー派遣事業により中学校で学習会を開催した(1回) ・「家庭から暴力をなくすキャンペーン」では市HPでPRすると共にチラシ、ポスターを関係施設に設置。 ・人権相談窓口・ヤングテレホン案内カードを市内学校全児童・生徒・学生へ配布、市施設へ配置した。	・アドバイザー派遣事業により学習機会を提供できた。より多くの学校や団体で啓発が進むよう取り組みが必要。	・アドバイザー派遣事業の周知及び情報提供に努める。 ・人権相談窓口・ヤングテレホン案内カードを効率的に配置し、相談窓口の周知を図る。	
			こども未来課	F M やつしろや市ホームページを通じて、DVの防止の啓発や、国・県の推進期間に合わせた啓発、相談窓口等の周知を行った。また、国からの他言語リーフレットを関係課及び外国語通訳窓口配置。	DV の防止に対する啓発と周知を毎年度繰り返し継続実施しており、浸透が図られていると思われる。DVを簡単に説明できるリーフレットが現在ない状況。	周知啓発は27年度と同様に取り組む。また、簡単なリーフレットを作成する予定。	
			長寿支援課	権利擁護研修会「虐待防止・成年後見人制度」 期日：12月17日(木) 場 所：ハ ー モ ニ ー ホ ー ル 対象者：民生・児童委員他 参加者：約50名	民生・児童委員、介護保険事業所、居宅介護支援専門員等からの参加があり、権利擁護の重要性を再認識できた。	年々、権利擁護の重要性は増していることから、今後も継続して実施する。	

			障がい者支援課	DVの相談は1件あり、関係課と協議を図り、担当課での対応となった。	ケースの年齢、障がいの有無等により、対応する担当課が決まってくる。常に連携を図りながら対応している。	今後も関係課と連携を図っていく。	
24	デートDV防止教育の推進	若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。	学校教育課	すべての学校においていじめアンケートを実施するとともに、いじめ根絶月間を設け、各種取組を実施し、いじめの早期発見・早期対応に取組んだ。	すべての学校においていじめアンケートを実施するとともに、いじめ根絶月間を設け各種取組を実施を行った。今後ともいじめの早期発見・早期対応を目指す取組の日常・計画的な取組を行う。また、人権教育・性教育の一環として中高生のデートDV防止教育の基礎を「共に輝く未来へ」のテキストを使って学習することを今後も推進していく。	すべての学校にいじめアンケートを実施するとともに、「このころの絆を深める月間」を設け、各学校で各種取組を行うことで、いじめの早期発見・早期対応を図る日常的・計画的な取組を行う。さらに、人権教育・性教育の一環として中高生のデートDV防止教育の基礎学習を「共に輝く未来へ」のテキストを使って進める。	
			人権政策課	・アドバイザー派遣事業として市内高校(6校)及び中学校(1校)でデートDV防止講座を開催。	・アドバイザー派遣により中高生への学習機会が提供できた。学校に対しデートDV防止教育の必要性を理解してもらうことと、さらに事業を周知していくことが必要。	デートDV防止教育実践団体や学校と協力して、啓発活動を強化していく。	
25	男女間における暴力の実態・意識の把握	男女間における暴力の実態を把握し、明らかにするとともに啓発、予防対策の基礎資料とするため、定期的な調査を行う。	人権政策課	平成24年度に市民意識調査を実施。次回は平成29年度予定。	定期的な調査が必要。	H29年度実施予定の男女共同参画に関する市民意識調査において、パートナー間の暴力についても調査する。	
26	要保護児童等への対応	児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、その他の虐待の発生予防の強化及び未然防止並びに早期対応のために、八代市要保護児童対策地域協議会や、関係機関と連携を図りながら要保護児童等の対応に取り組む。	こども未来課	要保護児童対策地域協議会開催 ①代表者会 1回開催 ②実務者会議 2回開催 ③個別ケース検討会議 46回開催(43世帯)	要保護児童世帯はDV被害世帯の重複が見られている。そのため、関係機関における連携や情報の共有化を行い、多様な支援方法の検討や対応が図られた。	27年度同様に取り組む。	

② セクシュアル・ハラスメント、マタニティー・ハラスメント等の予防及び根絶

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
27	ハラスメント等の防止に向けた広報啓発の推進	セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為等の防止に向けた情報提供及び啓発活動を民間企業等に働きかける。	商工政策課	男女雇用機会均等月間に啓発パンフレットを窓口に設置。また、企業訪問時の提要資料としても活用し、広く周知啓発を行った。	日ごろの営業、生産活動で忙しくされている企業も多く、意識付けのためには継続した啓発が必要である。	今後も相談窓口への啓発資料設置、あるいは企業訪問時の啓発等を実施することで広く広報活動を行っていく。	
			人権政策課	・市アドバイザー派遣事業・事業者表彰制度についての案内及び啓発チラシを市内事業所に郵送し研修会の開催と意識啓発を呼びかけた。 ・ステップアップセミナーにおいてハラスメントについて取り上げた（1回）。	さらに事業所への啓発が必要。	アドバイザー派遣事業や事業所表彰制度の案内等、関係課と連携して、事業所等に意識啓発を働きかける。	

③ メディアにおける女性の人権への配慮

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
28	人権尊重、互いの性を尊重する意識づくりのための教育・啓発活動の推進	男女共同参画を推進するための基本となる男女の人権尊重・平等意識を高めるため、「人権教育推進に係る八代地域行動計画」に基づき、人権教育及び人権啓発活動を推進する。また、八代市人権問題啓発推進協議会をはじめ関係団体の講演会・啓発イベントの開催や啓発用冊子作成等に係る連携及び支援を行う。	人権政策課	・12/5 人権子ども集会フェスティバル in やつしろ(参加者数 1,900 人) ・9～2 月 人権セミナーやつしろ 計 3 回(参加者数 349 人) ・3 月 地域講演会 計 3 回 坂本(60 人)、泉(20 人)、千丁(80 人) ・人権作品の募集、表彰、展示(応募総数 3,621 点) ・「広報しあわせ」の発行(3/1、全世帯に合計 49,000 部配布) ・人権啓発 DVD 等の貸出しによる啓発(所有数 145 本、貸出数 171 本)	・各種セミナーやイベント等の開催により、広く市民の皆さまに、人権問題についての正しい理解と人権意識の高揚を図る機会を提供した。	・適宜、実施方法や内容の見直しを行い、さらなる成果の向上と内容の充実を図り、人権教育・啓発の推進を図る。	

29	男女共同参画の視点に立った行政刊行物等における表現の配慮	広報紙、市ホームページ、公文書などにおいては、女性の人権、男女平等に配慮した表現及び内容に留意する。また、市民との電話や窓口対応においても留意する。	全課かい (広報広聴課)	前年度と同様、広報紙作成にあたっては、各課かいから提出された原稿を精査し、男女平等に配慮した表現及び内容に留意するように取り組み、不適切な表現については適宜、助言及び指導を行った。	広報誌作成にあたっては、男女平等に配慮した表現及び内容に留意する必要がある。	今後も取り組みを継続する。	
			全課かい (人権政策課)	各部署において女性の人権・男女平等に配慮した表現となるよう、男女共同参画行政推進委員会において要請した。(人権政策課)	各部署において女性の人権・男女平等に配慮した表現となるよう、男女共同参画行政推進委員会において要請した。(人権政策課)	今後とも、適切な表現・対応に意識して取り組む。	
30	性に関する有害環境の整備	有害図書やアダルトビデオ等の性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	人権政策課	青少年室による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報している。	有害図書等の販売機が設置してある地権者へ再契約しないよう働きかけが必要と考えるが、難しい。	引き続き、県と連携しながら有害環境の浄化に努める。	
31	メディア情報の読解及び発信能力向上のための学習機会の提供・啓発	情報化社会の中で、情報を受け取る側がその内容を主体的に読み解き、発信することができるよう、メディア・リテラシーについての講座の開催や情報提供を行う。あわせて、情報の発信者としてのモラル向上のための啓発を行う。	人権政策課	・青少年日より「あめ・くもりのちはれ」に有害情報から子どもを守りためにフィルタリングサービスの活用と家庭内でのコミュニケーションについて掲載し、啓発を図った。	近年、インターネットを通じていじめや差別事象が起きているため、今後さらに、SNS等の危険性を周知するとともに、関係機関と連携し、効果的な意識啓発活動を展開する必要がある。	引き続き、情報を選択する能力や知識習得に向けて、関係機関と連携し、適切な情報提供、意識啓発を行っていく。 ・人権おもいやりミニ講座において、「インターネット上の人権」について予定。 ・人権啓発センター日より「かたらんね」や青少年室より「あめくもりのちはれ」での啓発を行う。	

④ 被害女性の保護及び支援体制の充実

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度取組み	各課の評価と課題	28年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
32	相談窓口の 充実強化	相談員の資質及びスキルの向上を図るとともに、関連窓口の連携を図り、迅速で適切な相談体制を整備する。	市民活動政策課	・消費生活相談員の研修参加支援 各種勉強会及び研修会 国民生活センター相模原、滋賀、山口研修 ・各種相談との連携強化 一日合同行政相談所への出席	・研修で習得した相談技術等を相談対応に活かされている。消費者問題は年々複雑化しているため今後も更なるスキルアップのための研修参加が必要。 ・各種相談との連携が図られ、速やかな対応が出来る。	・消費生活相談員の研修参加支援の継続 各種勉強会及び研修会 国民生活センター研修 ・各種相談との連携強化	
			こども未来課	婦人相談員研修実績：研修会参加 4 回。 家庭児童相談員、母子・父子自立支援員と連携を図り、相談業務にあたっている。	講演会や事例検討などの研修会等へ積極的に参加。また27年度は市・県婦人相談員研修会を本市で実施。相談員間の意見交換等の交流をはじめスキルアップにつながった。	27年度同様に取り組む。	
			教育サポートセンター	教育サポーター、子ども支援相談室が相互に連携しながら、相談者に対してきめ細かな相談体制を確立する。	組織内外の連絡・調整を行うことで迅速で適切な相談業務を行うことができた。	多様化する相談ニーズにこたえるため、教育サポートセンターだけではなく、関係機関とも連携を深めながら質の高い相談・支援業務を行う。	
			人権政策課	・女性相談研修への相談員の参加（1回）	・スキルアップを図るための研修会にはできるだけ参加できるように、相談体制も整えていく。	・引き続き他課との連携を図り相談対応を図っていく。（庁内相談業務連絡会の開催） ・研修会等への参加によるスキルアップに努める。（H28: 女性相談業務研修への参加 2 回予定）	

33	相談体制の充実	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなど人権侵害等の相談に専門的に対応するため、男女共同参画専門委員を配置する。	人権政策課	・男女共同参画専門委員として弁護士 2 名、臨床心理士 1 名を配置。平成 27 年度の対応件数 6 件。 ・人権啓発センターでの DV、セクハラ、その他女性相談対応：41 件	専門委員の対応が必要な案件について、人権相談員や青少年相談員、婦人相談員から、迅速につなぐことができた。	今後とも、相談内容や相談者の意向に応じ、迅速に男女共同参画専門委員へつなぐことで、解決の糸口となるよう支援していく。	
34	関係機関との連携強化	県・警察・法務局・医療機関等の関係機関との連携強化を図り、DV被害者への対応を迅速に行うことができるように取り組む。	こども未来課	市こども未来課や市婦人相談員、女性相談センター、警察署等との連携により、被害者の対応はスムーズに図られている。	27 年度は、法務局、裁判所との連携も出てきており、多角的な連携が取れるようになってきている。	今後も積極的な連携を図る。	
			人権政策課	ケースによっては警察、裁判所、医療機関と連携を行い、相談者への対応を行っている。	DV の早期発見・早期対応のために、さらに連携していく。	関係機関と連携し、DV被害者への迅速な対応を図る。	
35	被害女性への支援体制の強化	自立支援に向けて支援体制の強化を図り、安心して生活ができるように取り組む。	こども未来課	女性相談センターや警察署等との連携により、被害者の一時保護及び母子生活支援施設への入所などの対応がスムーズに図られている。2 世帯 5 人が入所中。	支援機関等の情報共有と連絡調整により、必要な母子世帯への自立及び生活支援が図られた。今後はより当事者のニーズに見合った施設選択等の支援が望まれる。	当事者のニーズに合った支援が実施できる様関係機関との連携を継続して行っていく。	

【施策の方向】

(2)生涯にわたる女性の健康づくり支援

① リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
36	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい理解と認識を深めるための情報を提供する。	人権政策課	市ホームページにリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて掲載し、女性の健康情報については、詳しく掲載した県等のホームページにリンクできるようにしている。	市ホームページ更新により、再度、作業が必要。	関係課と連携しホームページでの情報提供に努める。	
37	妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実	安心して子どもを産み育てることができるよう、妊婦健康診査や健康教育の充実、妊産婦訪問指導及び相談体制の充実を図る。	健康推進課	・母子手帳交付 967 人、妊娠 11 週までの早期届出 93.5% ・妊婦健康診査実受診者数 1,532 人 ・妊婦健康診査(14 回助成)延べ 11,991 件受診 ・妊産婦訪問 962 件 育児相談 4,897 件 ・両親学級 154 組の夫婦出席 ・出産後の親子 30 組が子育てをアドバイス。 ・H26 年 低出生体重児率(出生百対) 8.8 % ・H26 年 早期産の割合 6.1%	出生率は年々増加傾向にあり、平成 26 年は 8.0 と国と同じ出生率となっている。低出生体重児については H25 より増加、さらに内訳では 1,500 g 未満の極低出生体重児の割合が 14.4% (H25 は 14.6%) となっている。若年や高齢での妊娠、やせすぎ、高血圧や糖尿病の発症など、早産の原因は多々考えられるが、14 回の妊婦健診を活用し健康管理に努めることが必要。関係機関と連携しながら、児の成長発達と保護者への支援の継続が課題である。	・母子手帳交付時や子どもの健診等を通じて、相談・教育体制を充実する。 ・妊婦健診で異常所見がある妊婦に対し、訪問や電話による早期の保健指導を徹底する。 ・特定妊婦に対する訪問支援(若年妊婦、望まない妊娠、妊婦健康診査未受診、心身や家庭環境に問題を抱える妊婦等を対象とする)を、医療機関等の関係機関と連携をとりながら行う。	

② 発達段階に応じた性と生殖に関する意識の啓発

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
38	学校における 適切な性教育の推進	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。特に思春期における性教育の機会を充実する。	学校教育課	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性に関する指導を実施した。 (実施率 100%)	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性に関する指導を推進することができた。	以下の「性に関する指導における留意点」を念頭に、学校における指導の充実を図る。 (1) 指導計画に基づく組織的・計画的な指導であること (2) 教育的価値のある内容であること (3) 発達段階に応じた指導であること (4) 保護者の理解を得られること (5) 集団指導と個別指導を相互に補完すること	
39	性に関する学習機会の提供	妊娠前の健やかな生活習慣や命を大切にするための情報提供を行う。	健康推進課	・母子手帳交付時やポスター掲示等でのマタニティマーク周知 ・両親学級で、夫や家族の妊娠子育てに対する理解と協力をもらえるような妊婦疑似体験や、子育て体験等の内容を取り入れている。 ・中学校等性教育 1 回 23 人 ・平成 26 年 人工死産率 29.9%(出産千対)	人工死産率は平成 25 年より増加し、国・県の割合より高い状況が続いている。望まない妊娠や出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題抱えた家庭も増加傾向にあることから、さらに学校保健と連携した性教育や自己肯定感を高める取り組みの検討が必要。	・広報誌・HP 等を通じた命の大切さの特集号掲載、マタニティマーク周知。・両親学級内容充実(仲間作りや子育て体験)・中学・高校生への子育て体験や妊娠子育てに関する健康教育の充実。保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、医療機関等との連携 34 年度目標：人工死産率 17.0%(出産千対)	

③ ライフステージに応じたところとからだの健康づくりの推進

No	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の実績	各課の評価と課題	28 年度以降の取組	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
40	家庭、学校などにおける食育の推進	子どものときから食べることの楽しみや大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるように家庭、学校・幼稚園、保育所などが連携し、成長・発達段階に応じた食育を推進する。	健康推進課	・乳幼児健康診査時栄養相談集団指導 3,352 人、個別指導 1,431 人・離乳食教室 年 14 回、参加者 1 6 4 組・食育教室（保育園・学校等の依頼により実施） 4 7 回 1,678 人	・各種乳幼児健康診査の栄養相談では、食事について困っている保護者は減少したが、まだ半数以上を占めている。離乳食教室の充実や保育所などと連携した食育の推進が必要。	・乳幼児健康診査時栄養相談…27 年度と同様、さらに肥満児への栄養指導は個別相談を充実。 ・離乳食教室…年 14 回実施 ・食育教室…保育園、幼稚園、小中学校、高校と連携し調理実習等体験を通じた食育の取組。	
			学校教育課	食育体験推進事業「食育推進校」を太田郷小学校と第七中学校に委嘱。全職員で共通理解を図り、発達段階を考慮した体験活動を展開した。 ○児童生徒の実態を把握し、アンケート等を活用し児童生徒や家庭の意識の変容を検証。 ○地域との連携や体験活動を重視した活動の展開。地域の人材、食材を活用し、食を通して「つながる」取組の実践。	太田郷小学校の取組については、平成 2 7 年度八代市学校給食研究協議大会にて発表。食育推進校における取り組みや児童生徒の食に関する課題を関係者間で共有することができた。第七中学校の取組については、平成 2 8 年度熊本県学校給食研究協議大会にて発表予定である。	平成 2 8 年度食育体験活動育成事業「食育推進校」を、小学校 1 校に委嘱する予定である。児童生徒の実態を把握し、発達段階に応じた食育の推進を図る。 ○学校・家庭・地域との連携を図り、児童生徒の食生活の実態から課題を把握し、それらの情報を家庭や地域に発信する。	

			こども未来課	保育園で行っている主な食育 ・菜園活動：児童が自分たちで大根等の野菜を栽培し、食物を身近に感じてもらう。 ・クッキング活動：自分たちで栽培した食物を料理する。 ・食に関する絵本の読み聞かせ（食に関する紙芝居、エプロンシアター・パネルシアター、歌や手遊び） ・4つのお皿ランチョンマットの使用 ・食育ボードの活用：材料、タンパク質、ビタミンなどの栄養素の学習 ・老人会や婦人会、JA、ヘルスメイトとの交流活動・保護者に対する給食試食会 ・入園児の離乳食や食物アレルギーに関する調査 ・幼小中高との食育交流	各園において食育が推進されており、今後も継続していく。	27年度同様取り組んでいく	
			農林水産政策課	食育の窓口として問合せの回答や文書のやり取りを行った。また、食育関係の情報収集に努め、関係団体等との連携会議を開催するなど連絡調整を行った。2月には、女性農業者が作った地産地消味噌を配布し、食育のPRを行った。	学校教育や給食事業等の情報共有と調整に課題が残る。	食育の窓口として問合せの回答等文書の取りまとめを行う。また、親子を対象に植え付けから収穫、調理までを体験する食育体験スクールを実施する。食育関係の情報収集に努め、関係団体との連絡調整と支援を行う。	
41	食生活改善活動の推進	生活習慣病予防のため、ライフステージに応じた食育の普及啓発を図る。また、地域での食育を推進するため、食生活改善推進員の養成や活動の支援を行う。	健康推進課	・食生活改善推進員養成講座の実施 8名受講 ・各地区食生活改善推進活動への支援 ・食育パネル展（市立図書館）	・養成講座受講生のうち6名が推進員として入会 ・各地区の食生活改善活動1,068回、延べ7,473人1地区の協議会脱会により活動が減少。	・養成講座開催においては推進員を通じたPR等を行い、27年度と同様に食生活改善推進員になりやすい仕組みを導入し実施する。 ・高齢者の低栄養予防事業の実施。	

42	各種健診事業の充実及び受診率の向上	妊婦健診、がん検診(特に女性特有の子宮がん・乳がん)、特定健診、基本健診その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図り、健康づくりを推進する。	健康推進課	・ヤング健診受診者(基本健診) 425 人 ・特定健診 8,642 人(受診率速報値 33.3%) ・胃がん検診 4,253 人(受診率 8.9%) ・肺がん検診 7,716 人(受診率 16.3%) ・大腸がん検診 8,099 人(受診率 17.1%) ・子宮がん検診 5,249 人(受診率 26.1%) ・乳がん検診 4,537 人(受診率 24.3%) ・前立腺がん検診 202 人 特定の年齢に無料クーポンを送付するがん検診推進事業を実施した。 ・無料クーポン子宮頸がん検診 331 人 ・無料クーポンによる乳がん検診 572 人 ・妊婦健診受診者 実人員 1,532 人 延べ件数 11,991 件	女性特有のがん検診事業と母子手帳交付時や乳幼児健診等の様々な機会を捉え受診勧奨を図ったことにより、子宮がん検診、乳がん検診は、他のがん検診と比べると受診率が高い。 しかしながら、目標受診率 50%には、ほど遠く、国・県と比較しても低い。特定健診は、訪問、電話等により未受診者対策を強化し、わずかながら受診率が向上した。 また、健診申込み方法を簡素化したことで、継続受診者の増加を目指していく。 さらに、健診について市民に正しく理解して頂けるよう、引き続き周知啓発を強化するとともに、魅力ある健診内容の充実を目指す。	ワンコイン特定健診として、個人負担金を 800 円から 500 円に減額し、さらに、貧血・心電図・眼底検査の健診項目を追加した。また、医療機関健診として、大腸がん検診、高齢者歯科健診を新規に取組むなど健診内容の充実を図り、受診率向上を目指すとともに、生活習慣病対策を強化する。	
----	-------------------	--	-------	---	---	---	--

43	生活習慣病、 こころの病の 予防に関する 知識の普及 及び啓発	ライフステージに応じた健康教育、健康相談をとおして生活習慣病やこころの病気の予防及び早期発見、対応についての意識を高める。	健康推進課	乳幼児健診や赤ちゃん広場などの健康教育を通じて、子供のころからの生活習慣病予防の必要性や方法について保健指導を実施。2 歳児歯科健診時の保護者 211 名に対し体組成計測定及び保健指導実施。 ・広報やつしろ 8 月、10 月特集号掲載 ・健康教育 3,282 人、健康相談 892 人、ヤッガ 健診後の健診結果に基づく保健指導 49 人、特定保健指導 697 人 ・こころの健康講演会 70 人、ゲートキーパー養成講座 27 人、こころの健康相談（心理士が対応した者 52 人、保健師が対応した者 187 人） ・自殺予防週間（9 月）に FM やつしろインフォメーションにて PR、また広報やつしろ特集号で 1 ページ掲載した。 ・自殺対策強化月間（3 月）に保健センター内にポスター掲示やパンフレット配布した。	・保護者が自分や家族に対して、生活習慣改善に取り組めるよう個別での指導を取り入れていることで、健康的な食事や運動の実践について関心を持ち取り組もうとしている保護者は増加傾向にある。また、今後は、妊娠時期も含めさらに若い世代に、生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の充実に取り組んでいくことが必要。 ・自殺に傾いた人などへの早期発見や対応についての理解が深まった。 ・こころの健康づくりにおける支援体制や啓発活動の充実。	・妊娠期間を健やかに過ごすことが、こどもの将来の生活習慣病予防につながることから、妊婦健診結果に応じた健康相談の充実と母子健康手帳交付時の健康教育の充実に努める。 ・こどもの発達や生活リズム、生活習慣病予防の関連について、乳幼児健診全体をとおして一貫した保健指導の充実に努める。 ・広報誌特集 7 月、11 月号 ・ヤッガ 健診、特定健診、がん検診等、健診結果に応じた個別指導の充実。 ・生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の充実に努める。 ・こころの健康講演会・研修会及び健康相談・支援の充実に努める。	
44	育児不安への適切な対応	両親、特に母親の育児不安を軽減し、産後うつに適切に対応するとともに、保護者が子どもの発達段階に応じた健康的なかかわりができるよう、訪問指導、乳幼児健診、育児相談等を充実する。	健康推進課	生後 4 か月までを対象とした乳児家庭全戸訪問事業を 966 件に実施し、産後の母子の健康支援とともに育児情報の提供を行った。さらに支援が必要な乳幼児や保護者に対して、929 件（延）に対して訪問等による相談支援を実施。 初産を対象とした赤ちゃん広場では、186 組の親子に、子育て情報や仲間作りの場を提供した。	望まない妊娠、出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題抱えた家庭は増加傾向にあることから、妊娠前の健康教育とともに、妊娠中から産後へと継続した個別支援や各教室の充実が必要。 産後うつや育児不安が強い場合、こころの相談や医療機関の利用、その他関係機関と連携した早期支援が必要。	・生後 4 か月までを対象とした乳児家庭全戸訪問事業（目標：100%）、及び養育支援訪問事業の充実 ・医療機関、民生委員・主任児童委員、子育て支援センター等育児支援関係者との妊娠中から連携した相談支援の充実 ・産後うつや不安が特に強い場合、早期からこころの相談や医療機関受診を勧める等、関係機関との連携の強化と、電話や家庭訪問による支援の充実。	

45	スポーツによる健康づくりの推進	子どもから大人まで、日常のかつ継続的に運動ができるよう体力測定やスポーツ活動の場の提供を行う。またスポーツ推進委員や地域スポーツ団体等と連携を図り運動の奨励と活動の支援を行う。	スポーツ振興課	①ニュースポーツ普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 成果：6 校区（6 回）で開催され 523 名参加。 ②スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行った。 成果：47 件、2,964 名参加。 ③ニュースポーツ大会 内容：ニュースポーツの普及推進のため大会を開催。 成果：30 チーム 175 名参加。 ④チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催。 成果：42 名参加。	ニュースポーツ大会は毎年継続開催している大会であり、昨年度は一昨年度に比べて参加人数が増加した。更なる増加のためにニュースポーツ普及事業やスポーツ推進委員派遣事業など他の事業の中で周知広報し普及推進に努めたい。 チャレンジ・ザ・ゲーム大会は一昨年度から取り組んでいる事業であり、参加者から好評な事業であった。引き続き取り組んでいきたい。	①ニュースポーツ大会の普及事業・・・市内全校区での開催を目指す。 ②スポーツ推進委員派遣事業・・・派遣依頼に対応しながらニュースポーツの指導力向上に努める。 ③ニュースポーツ大会・・・参加チーム数の増加に努める。 ④チャレンジ・ザ・ゲーム大会・・・種目数を増やし、継続開催に努める。	
----	-----------------	--	---------	--	--	---	--

【施策の方向】

(3) 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

① 男性・子どもにとっての男女共同参画の意義の啓発

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実施状況	各課の評価と課題	28年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
46	男性や子どもにとっての男女共同参画についての啓発	男女共同参画の推進は、男性や子どもにとっても意義があることを、ワークライフバランスの推進のための研修会やさまざまな情報提供の機会をとらえて啓発する。	人権政策課	・八代みらいネット学習会や新市誕生10周年事業により、男性のワークライフバランスに関する研修を実施した。 ・アドバイザー派遣事業で、中学校において講座を行った。	男性や子どもにとっての意義の啓発につながった。	今後も、アドバイザー派遣事業や八代みらいネットによる出前講座の活用を周知するとともに、男女共同参画情報誌Mi☆Raiや男女共同参画週間での掲示などでの啓発を行う。	
47	デートDV防止教育の推進（再掲）	若年層、特に中高生のデートDVを防止するため、学校における教育・啓発活動を強化する。	学校教育課	すべての学校においていじめアンケートを実施するとともに、いじめ根絶月間を設け、各種取組を実施し、いじめの早期発見・早期対応に取組んだ。	すべての学校においていじめアンケートを実施するとともに、いじめ根絶月間を設け各種取組を実施を行った。今後ともいじめの早期発見・早期対応を目指す取組の日常・計画的な取組を行う。また、人権教育・性教育の一環として中高生のデートDV防止教育の基礎を「共に輝く未来へ」のテキストを使って学習することを今後も推進していく。	すべての学校にいじめアンケートを実施するとともに、「この絆を深める月間」を設け、各学校で各種取組を行うことで、いじめの早期発見・早期対応を図る日常的・計画的な取組を行う。さらに、人権教育・性教育の一環として中高生のデートDV防止教育の基礎学習を「共に輝く未来へ」のテキストを使って進める。	
			人権政策課	・アドバイザー派遣事業として市内高校（6校）及び中学校（1校）でデートDV防止講座を開催。	・アドバイザー派遣により中高校生への学習機会が提供できた。学校に対しデートDV防止教育の必要性を理解してもらうことと、さらに事業を周知していくことが必要。	デートDV防止教育実践団体や学校と協力して、啓発活動を強化していく。	

② こころとからだの健康づくりへの支援と相談体制の充実

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 of 取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
48	こころとからだの健康づくりの普及	自殺者の減少を図るための、こころの健康づくりの普及啓発を行う。また、ライフステージに応じた健康教育・健康相談を通して生活習慣病の予防及び早期発見、対応についての意識を高める。	健康推進課	・こころの健康相談 52 件 ・ゲートキーパー養成研修 1 回 27 名 対象は食生活改善推進員 ・こころの健康づくり講演会 参加者 70 名 内容は「質のよい睡眠をとるために必要なこと」 ・生活習慣病予防講演会 参加者 158 名	・保護者が自分や家族に対して、生活習慣改善に取り組めるよう個別での指導を取り入れていることで、健康的な食事や運動の実践について関心を持ち取り組もうとしている保護者は増加傾向にある。今後は、妊娠時期も含めさらに若い世代に、生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の充実に取り組んでいくことが必要。 ・うつ病やうつ病を予防するための睡眠の必要性等についての理解が深まった。 ・こころの健康づくりにおける支援体制や啓発活動の充実。	・こころの健康相談、ゲートキーパー養成研修やこころの健康づくり講演会の実施。生活習慣病予防講演会の開催。	
49	相談体制の充実	相談機関の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくり、市民の相談に応じる人材の育成、相談員の資質及びスキルの向上、心理士等による相談支援を充実する。また、中高年齢者を対象とした職業相談を実施する。	市民活動政策課	・身近な相談員育成セミナーを実施 - 地域の消費者相談等に応じる地域人材の育成 ・多重債務問題庁内連絡会議の開催 16 課に呼びかけ連絡会議を開催	・2 回のセミナー実施により、市民の相談に応じる地域人材の育成につながった。 - 消費者トラブルが多様化、複雑化する中、今後も地域の人材育成が必要。 ・連絡会議の実施により、多重債務相談支援体制の拡充につながった。	・身近な相談員育成セミナー（年 2 回） ・多重債務問題庁内連絡会議（16 課）	
			健康推進課	・こころの健康相談月 2 回、定期外も対応 52 件 ・ゲートキーパー養成研修 1 回 27 名 対象は食生活改善推進員	・自殺に傾いた人やうつの方などへの早期発見や対応についての理解が深まった。	・こころの健康相談、ゲートキーパー養成研修の実施。	

			人権政策課	・自殺予防ゲートキーパー養成講座をはじめとする各種相談業務研修会への相談員の派遣によるスキル向上や、相談しやすい環境づくりに努めた。	・相談員の資質及びスキルの向上を図ることができた。 ・人権啓発センター相談室の確保が課題。	・各種相談業務研修会への相談員の派遣によるスキル向上や、相談しやすい環境づくりに努める。	
			商工政策課	個別企業を訪問するなかで、従業員の生活面に関する相談等も受けており、関連する部署への引継ぎなど個々の事案への対応を行った。また、サンライフ八代への委託事業により、高齢者の職業相談についても総合的に支援を実施。	個別の相談に対応していくには関連部署との連携が不可欠であることから、職員のスキルアップを図るとともに情報共有を強化していく必要がある。	基本的には企業個別訪問時の対応を行いながら、関連部署との連携により相談機関の周知等に努めていく。	
50	要保護児童等への対応 (再掲)	児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、その他の虐待の発生予防の強化及び未然防止並びに早期対応のために、八代市要保護児童対策地域協議会や、関係機関と連携を図りながら要保護児童等の対応に取り組む。	こども未来課	要保護児童対策地域協議会開催 ①代表者会 1 回開催 ②実務者会議 2 回開催 ③個別ケース検討会議 46 回開催 (43 世帯)	要保護児童世帯は DV 被害世帯の重複が見られている。そのため、関係機関における連携や情報の共有化を行い、多様な支援方法の検討や対応が図られた。	27 年度同様に取り組む。	
51	性に関する有害環境の整備 (再掲)	有害図書やアダルトビデオ等の性に関する有害環境の浄化活動を支援する。	人権政策課	青少年室による街頭指導を実施し、有害図書等の販売機を発見した場合には、県に通報している。	有害図書等の販売機が設置し てある地権者へ再契約しないよう働きかけが必要。	引き続き、県と連携しながら有害環境の浄化に努める。	

52	学校における適切な性教育の推進 (再掲)	学校における性教育については、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性教育を推進する。特に思春期における性教育の機会を充実する。	学校教育課	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性に関する指導を実施した。 (実施率100%)	学習指導要領に基づき、発達段階に応じて心のつながりや命の尊厳を重視した適切な性に関する指導を推進することができた。	以下の「性に関する指導における留意点」を念頭に、学校における指導の充実を図る。 (1) 指導計画に基づく組織的・計画的な指導であること (2) 教育的価値のある内容であること (3) 発達段階に応じた指導であること (4) 保護者の理解を得られること (5) 集団指導と個別指導を相互に補完すること	
----	-------------------------	--	-------	---	---	--	--

【施策の方向】

(4) 高齢者、障がい者、外国人、ひとり親家庭等の社会参画及び自立支援

① 高齢者の生きがいづくりと社会参画

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
53	高齢者の就 労、市民活動 及び地域活動への参加 の支援	高齢者の経験や技術を生かすとともに、生きがいを 持って生活できるよう、就 労の場の確保を図るなど、 社会参画を推進し、市民 活動及び地域活動への参 加を促進する。	長寿支援課	八代市シルバー人材センタ ーに対し、運営費・事業費を補 助することで、会員登録の高齢 者の臨時的・短期的な就業機会 の確保と活動促進を支援した。	高齢者が生きがいを持っ て働くことができる場が確 保されており、また会員登録 数も増加している。	八代市シルバー人材センタ ーに運営補助を行うことで、 高齢者の就業機会の確保、生 きがいづくり及び健康づくり を支援する。	
			市民活動政 策課	「市民活動団体一覧」の作成・ 情報提供	市民活動及び地域活動等の 参考となる情報提供が出来 ている。	「市民活動団体一覧」の作 成・情報提供	
			商工政策課	サンライフ八代への委託事業 により、「八代職業相談事業」 を実施。平成 27 年度の実績と して、60 歳以上の高齢者 59 名の就職につながった。	「職業相談事業」について は特に中高年者の利用が多 く、就業の場の確保には有 効な事業であるとする。	中高年者の雇用対策の強化を 図るため、無料職業相談事業 を市の直営として実施。 今後の少子高齢化の流れを見 据え、積極的な就業の場の確 保対策を実施していく。	

54	高齢者の学習、スポーツ、レクリエーションの機会の提供	高齢者が地域の中でいきいきと暮らせるよう、交流や学習、スポーツ、レクリエーション活動の場を提供し、活動を支援する。	長寿支援課	①いきいきサロン事業 設置数 221 箇所 ②老人社会参加事業 趣味講座 540 回 ③ふれあい高齢者訪問奉仕事業 シルバーヘルパー数 413 名 ④老人クラブ助成事業 老人クラブ数 150 クラブ 会員数 6,620 名	①いきいきサロン事業 地域において、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者の支援につながっている。 ②老人社会参加事業 趣味講座・文化伝承活動は、地域での世代間交流に寄与している。 ③ふれあい高齢者訪問奉仕事業 地域における高齢者の自主的な活動を支援することで、在宅高齢者の支援につながっている。 ④老人クラブ助成事業 健康づくり活動や閉じこもりがちな高齢者に対する訪問活動など地域福祉の推進役として大きな役割を果たしている。	①いきいきサロン事業 地域において、自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者の支援につながっている。 ②老人社会参加事業 趣味講座・文化伝承活動は、地域での世代間交流に寄与している。 ③ふれあい高齢者訪問奉仕事業 地域における高齢者の自主的な活動を支援することで、在宅高齢者の支援につながっている。 ④老人クラブ助成事業 健康づくり活動や閉じこもりがちな高齢者に対する訪問活動など地域福祉の推進役として大きな役割を果たしている。	
			生涯学習課	高齢者教室（健康づくり、レクリエーション、人権教育、世代間交流）や地域公民館講座の実施を通して、地域の世代間交流の場を提供した。行事予定表にいきいきサロンの開催日を掲載し参加を呼びかけた。	地域住民とのふれあいの場を設けることができた。	引き続き、ふれあいの場の提供を行っていく。	
			スポーツ振興課	①ニュースポーツ普及事業 内容：校区スポーツ推進委員が主体となり開催 成果：6 校区（6 回）で開催され 523 名参加。 ②スポーツ推進委員派遣事業 内容：学校や社会教育団体等のレクリエーション活動や体力測定の指導を行った。 成果：47 件、2,964 名参加。	ニュースポーツ大会は毎年継続開催している大会であり、昨年度は一昨年度に比べて参加人数が増加した。更なる増加のためにニュースポーツ普及事業やスポーツ推進委員派遣事業など他の事業の中で周知広報し普及推進に努めたい。 チャレンジ・ザ・ゲーム大会は一昨年度から取り組ん	①ニュースポーツ大会の普及事業・・・市内全校区での開催を目指す。 ②スポーツ推進委員派遣事業・・・派遣依頼に対応しながらニュースポーツの指導力向上に努める。 ③ニュースポーツ大会・・・参加チーム数の増加に努める。 ④チャレンジ・ザ・ゲーム大	

				③ニュースポーツ大会 内容：ニュースポーツの普及推進のため大会を開催。 成果：30 チーム 175 名参加。 ④チャレンジ・ザ・ゲーム大会 内容：遊び感覚で気軽に参加できるスポーツの推進のため大会を開催。 成果：42 名参加。	でいる事業であり、参加者から好評な事業であった。引き続き取り組んでいきたい。	会・・・種目数を増やし、継続開催に努める。	
55	介護予防の啓発と健康及び生活支援	高齢者が要介護状態にならないように、介護予防に関する講座の開催及び啓発活動を行うとともに、地域支援事業として介護予防に資する取り組み(運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防等)を実施する。また、地域の総合相談、権利擁護事業、家族介護支援事業等を行うことにより、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を推進する。	長寿支援課	①介護予防教室 開催回数 178 回 延参加者数 3,084 名 ②家族介護者交流教室 開催回数 16 回 延参加者数 73 名 ③介護技術教室 開催回数 12 回 延参加者数 143 名	①介護予防教室 高齢者自身が介護予防についての知識と方法を取得することで、要支援・要介護状態になることの予防や、高齢者の自立した生活の継続につながっている。 ②家族介護者交流教室 要介護者を介護する家族に対し、介護に関する情報提供等を行い、家族介護力を高め、在宅介護の継続に役立っている。 ③介護技術教室 家族の介護技術が向上することで、要介護者の在宅生活が維持できている。	①介護予防教室 介護予防への理解促進を図り、要介護状態とならないよう事業への参加を促す。 ②家族介護者交流教室 要介護者を介護する家族への支援を継続する。 ③介護技術教室 在宅生活が継続できるよう、身体機能の向上だけでなく、口腔ケア等幅広いプログラムを提供する。	

②障がい者の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 of 取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
56	障がい者の 就労及び社会参画の支援	関係機関と連携し、就労情報の提供や就労の場の確保、就労に必要な知識の習得、能力向上のための訓練等への支援を拡充する。また、社会参画を進めるため、地域活動に関する情報提供や参画する機会を提供する。	障がい者支援課	・障がい者支援協議会が中心となり、障がい者雇用促進セミナーを開催した。 参加者（一般企業・個人 19 名、障がい関係事業所・団体・スタッフ 35 名） ・就労支援事業所関係に関わるスタッフの質の向上と連携強化を図るために、障がい者支援協議会就労支援部会を毎月開催した。 ・松橋支援学校主催の「卒業後の就労に向けたサービス利用についての相談会」へ出席した。 ・障がいのある方やその家族等を対象に、相談支援事業を実施した。支援の内訳をみると就労及び社会参加・余暇活動に関する支援が全体の 14.8%を占めている。福祉サービスの利用に関する支援を含めると 38.1%である。 ・自動車免許取得（1 件）・自動車改造助成（1 件）事業の実施 ・いきいきふくしスポーツ大会（323 人参加）、スポーツ交流会（9 団体 10 チーム 75 名参加）の開催	雇用促進セミナーは、一般企業の障がい者雇用に対する理解を深める機会となった。また、就労継続支援事業所の増加により、福祉的就労の受け皿は拡大している。 相談の場についても、以前から市が委託している一般相談支援事業所に加え、サービス利用計画を作成する特定相談支援事業所も増加し、充実してきた。 このように、障がい者の就労支援は充実してきているが、個々の事業所ごとにみると長引く不況の中、商品の開発や販路の拡充など、安定した事業所経営を継続していくことが大きな課題となっている。 また、各種スポーツ大会の開催などにより、社会参画の機会がより拡大されたが、自動車免許取得・改造助成事業の利用については、利用者が少なく、更に周知を行う必要がある。	障がい者への理解と雇用促進を図るため、事業者へのアピールの場である障がい者雇用促進セミナーを継続的に実施する。 就労支援事業所関係に関わるスタッフの質の向上と連携強化を図るために、就労支援部会を継続して実施する。さらに、「八代市障がい者就労施設等優先調達方針」に基づき、市内事業所等からの調達拡大を促し、賃金向上を図ることで就労支援を行っていく。 また、障がい者の更なる社会参画を促進するため、自動車免許取得・改造助成の利用や市民体育祭での障がい者競技種目への参加促進を図っていく。	

			商工政策課	サンライフ八代への委託事業により、「八代職業相談事業」を実施。また、ジョブカフェやつしろとの連携により、相談窓口の多様化に努めた。	様々な障がいをお持ちの方が広く社会参画できるよう、多様な就職相談窓口の確保に努めていく必要がある。	「八代職業相談事業」を市の直営とすることでより細かいサポートを実施。また、ジョブカフェ等との定期的な情報交換を実施していく。	
57	八代市障がい者計画及び障がい福祉計画の推進	八代市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である「八代市障がい者計画」及び八代市障がい福祉計画」の推進を図る。	障がい者支援課	八代市障がい者計画等策定・評価委員会を開催し、以下の内容を実施した。 ・第2期障がい者計画(H24～28)の各事業の実施状況を点検・評価し、計画の推進を図った。 ・第3期障がい福祉計画(H24～26)を評価し、第4期障がい福祉計画(H27～29)を策定した。 策定・評価委員会開催日： ①平成26年10月29日 ②平成26年12月16日 ③平成27年3月17日	策定・評価委員会では、医療、教育、福祉等の其々の立場から幅広い意見を聴取することができた。関係課や関係機関と協力しながら今後の事業実施に生かすことで、障がい福祉の充実に繋がると考える。	引き続き、八代市障がい者計画等評価委員会を開催し、各種事業の実施状況の点検・評価を行い、計画の推進を図る。 障がい者支援協議会においても、計画推進のために必要な社会資源の開発等の検討を行っていく。	
58	ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進	障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を促進するため、各種公共施設や道路、住宅等のユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進する。	障がい者支援課	・障がい者の在宅での安全・安心な生活環境を確保するために、住宅改修・改造の助成を実施した。 実績：改修1件、改造1件 ・社会生活を円滑にし、自立した生活を行えるよう作成したバリアフリーマップの更新を行った。	住宅改造・改修に助成を行うことで、障がい者の経済的負担の軽減と安全・安心な在宅生活に繋がった。 バリアフリーマップの更新については、今後も情報収集方法の検討が必要である。	住宅改造・改修の助成の利用促進を図るため、周知をより強化していく。 バリアフリーマップについては、利用状況の調査を実施する等市民ニーズを把握し、マップの更新方法及び利用促進のための方法を検討する必要がある。 また、更なる障がい者の自立と社会参画を促進するために、ユニバーサルデザイン化やバリアフリー化に関する障がい福祉制度等の情報提供を行うなど、公共施設設備及び住宅建設担当部局と連携を図っていく。	

			企画政策課	関係各課かいへの情報提供と、外部からの紹介等への対応を行った。	円滑な関係課かいへの調整等を行っている。	関係各課かいへの円滑な情報提供と、外部からの照会等に適切に対応する。	
--	--	--	-------	---------------------------------	----------------------	------------------------------------	--

③外国人の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
59	在住・滞在外国人に対する人権の配慮	在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら、暮らしに関する情報を提供するとともに、各種相談に適切に対応する。	秘書課	(1)「行政書士による入国管理問題無料相談会」を2 ヶ月に 1 回開催。 (2) 英語・タガログ語・中国語の外国語通訳者をロビーに配置し、行政窓口での通訳や日常の生活相談などを行った。 (3) 本市在住の外国籍住民が生活する上でどのようなことに困っているのか、不便さを感じているのか、また魅力を感じているのかについてアンケート調査を行った。	(1) 無料相談会を通じて、在住・滞在外国人に在留資格やその他問題について適切なアドバイス、情報提供を行うことで、在住・滞在外国人の安心した暮らしへとつなげることができた。 (2) 日本語に不安のある外国籍住民でも母国語で行政手続きや生活相談ができるため、市役所を利用しやすくなった反面、まだ利用者が少なく、これからもっと周知していきたい。 (3) 生活全般について特に困ったことはないとする人が多かったものの、日本語が十分にできないことによる不便さや習慣の違いによる戸惑いを感じている人もいた。その一方で、八代市に対して、環境がよく、親切な人が多いので住みやすいと評価する意見も寄せられた。 今回のアンケート結果を分析・検討して、今後の取り組みにつなげていく。	昨年に引き続き、2 ヶ月に 1 回の無料相談会及び外国語通訳者を配置する。	

			人権政策課	・人権相談員や男女共同参画専門員による相談対応。 ・人権教育冊子・資料等による多民族社会に関する広報・啓発を行った。	外国人が安心して暮らせるよう取り組みを継続する。	人権啓発センターだより「かたらんね」、ホームページや人権おもしろミニ講座等で、外国人の人権についての啓発を行うとともに、外国人も含めた相談活動を行う。
--	--	--	-------	---	--------------------------	---

④ ひとり親家庭及び経済的困難に直面する人々の自立支援と社会参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度取組	各課の評価と課題	28 年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
60	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、健康保持を図るため、手当の支給や医療費の助成などの経済的支援を行う。	こども未来課	・児童扶養手当（受給者数：1596 人 うち父子世帯 137 人） - 父母の離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育する母子家庭、父子家庭に対し、手当を支給する。 ・ひとり親家庭等医療費助成（助成延件数：19,204 件） - ひとり親家庭における父または母及びその児童の健康を保持し、家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。	制度の周知に努める。	平成28年4月から、年収約360万円未満相当の多子・ひとり親世帯の保育園等の保育料の軽減を拡充する。	
61	ひとり親家庭の就労支援	ひとり親家庭の就労率向上を目的に、関係機関と連携し、就労情報の提供を行うとともに、就労に必要な知識習得、能力向上のための訓練等への給付事業を行うなど、支援を拡充する。また、母子自立支援員により就労等に関する相談などの自立支援を行う。	こども未来課	・母子家庭等自立支援対策事業（相談件数：延224 件） - 市民相談室に母子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業（活動件数：延0 件） - 離婚等による生活環境の激変を緩和し、仕事等に専念できる環境を支援する。 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金（受給者：21 人） - 資格取得のための訓練に要する費用の一部を給付すること	母子家庭等自立支援対策事業の実施及び母子自立支援員による就労相談を実施することにより、資格や技能等の習得が図られ、自立した生活の実現につながることを期待される。	27 年度同様取り組んでいく	

				により、母の就労等による経済的な自立を支援する。			
			商工政策課	就職活動を有利に進めるための取組として、「八代市就業資格取得支援助成金」事業を実施。また、職業相談事業やジョブカフェ等との連携を通じた相談窓口の多様化にも努めた。	「八代市就業資格取得支援助成金」については特に母子家庭に特化した取り組みではないものの、介護資格など女性の申請が多く、就労支援としては一定の効果があるものとする。	ジョブカフェやハローワーク、あるいは資格取得講座を持つ事業者などとの連携により「八代市就業資格取得支援助成金」利用者の増加を図ることで、ひとり親家庭の就労支援につなげていく。	
62	制度の周知及び相談体制の充実	ひとり親家庭に対して、経済的・精神的自立のための各種支援策についての情報を提供し、相談体制の充実を図る。	こども未来課	・母子家庭等自立支援対策事業（相談件数：延 224 件） 市民相談室に母子自立支援員を配置し、自立支援のための就労相談等を実施	本人の希望する就職先が見つからず、就労が難しい状況がある。	27 年度同様取り組んでいく	
63	経済的な困難に直面する人への支援	民生委員やふれあい委員等の見守り活動により、経済的な困難による地域社会からの孤立を防ぐ。	健康福祉政策課	民生委員やふれあい委員による見守り活動を継続して実施した。	今後も継続した活動が有効である。	引き続き、民生委員やふれあい委員による見守り活動を行い、経済的な理由等で地域社会から孤立する人の把握に努め、孤立死等を防ぐ。	

⑤ 女性であることでさらに困難な状況に置かれている人々等についての理解を深める人権啓発の推進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
64	さまざまな困難な状況に置かれている人々についての人権啓発	セミナーや出前講座の開催、情報誌の発行などにより、HIVや同和問題、性的指向や性同一性障害など、さまざまな困難な状況に置かれている人々への理解を深め、差別や偏見をなくすための啓発を行う。	人権啓発課	・人権子ども集会・フェスティバル in やつしろでの参加団体による展示	性的マイノリティーに対する理解を深め、差別や偏見をなくす取組ができた。	人権セミナーや各種研修会・出前講座の実施や、人権作品の募集・表彰、人権センターだより「かたらんね」等による広報などにより、あらゆる差別や偏見をなくすための啓発を行う。	

基本的課題 3

《男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)》

【施策の方向】

(1)仕事と家庭生活、地域活動との両立支援

① 家庭生活における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
65	男性の家庭生活への参画を促進するための広報啓発	性別による固定的な役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や学習機会の提供を行う。	人権政策課	・男女共同参画週間において、展示による啓発を行った。 ・いっそDEフェスタにおいて、固定的性別役割分担意識の是正に向けした講演会を行った。	参加者に対して啓発ができた。今後、男性の学習機会を検討する必要がある。	男女共同参画週間等の様々な機会・媒体を通じて、男性の家庭生活への参画について啓発していく。また、イベント時において、学習機会が提供できるようにする。	
			生涯学習課	・食育講座（お父さん、お母さんと一緒に食事を作ろう）を開催した。 ・各校区の行事予定、公民館だよりを用いて人権週間等の広報啓発を実施した。	情報の提供により、市民の学習を支援することができた。	引き続き、教室や講座の開催と、情報提供による啓発を行っていく。	
66	男性の家庭生活での自立支援	男性が家庭生活で自立できるようにするために家事・育児・介護など家庭生活で役立つ講習会等を開催する。	人権政策課	家事・育児・介護に関する講習会は行わなかったが、みらいネットで、ワーク・ライフ・バランスについて学習会を行った。	取組方法の検討が必要。	イベント等において学習機会が提供できるよう検討する。	
			生涯学習課	校区における公民館講座を支援して、男性が家事へ積極的に参加できるように「男の料理教室」・「栄養教室」等を開催した	男性が積極的に参加できるように講座の内容を工夫する必要がある。	男性が積極的に参加できる講座を支援していく。	

			健康推進課	・生活習慣改善対策事業における食生活改善推進員の活動において「男性料理教室」を実施。8回開催、154名 ・夫婦で協力して行う子育ての必要性や子どもの健康についての学習と、妊婦疑似体験・赤ちゃん抱っこ等の育児体験を実施。 両親学級 154組の夫婦出席	・食生活改善の意識を高めると同時に、家庭での性別役割分担意識の解消にも寄与。 ・両親学級参加者の感想は好評で、前向きに育児に取り組もうとする夫婦の姿をうかがうことができる。	・生活習慣改善対策事業における食生活改善推進員の活動において「男性料理教室」を実施。 ・両親学級内容の充実。	
--	--	--	-------	--	---	---	--

67	男性の育児・介護休業の取得促進	男性の育児・介護休業取得率向上のため、情報誌等による広報のほか、事業所等を対象に情報提供及び啓発活動を実施する。	商工政策課	—	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	人権政策課が実施する市アドバイザー派遣事業や県表彰制度など、関係部局との情報共有を行いながら事業所等に対して、啓発を図っていく	
			人権政策課	市アドバイザー派遣事業や県表彰制度などの周知を通して、事業所等に対して啓発を図った。 チラシ郵送：約 100 事業所	事業所へ直接、チラシを郵送することで啓発につながった。	市アドバイザー派遣事業や県表彰制度など、積極的に周知しながら事業所等に対して、啓発を図っていく。	

② 地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組 み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
68	男女がともに担う地域活動の促進	男女が地域活動に参加しやすい環境を作るため、男性のライフスタイルの見直しなどについて、あらゆる機会を通して啓発する。	人権政策課	・八代みらいネット学習会や新市誕生10周年事業により、男性のワークライフバランスに関する研修を実施した。	参加者に対しての啓発ができた。今後ともあらゆる機会での広報・啓発が必要。	いっそDEフェスタや男女共同参画週間等の様々な機会・媒体を通じて、男性のライフスタイルの見直しについて啓発していく。	

69	市民活動等の参加促進のための環境整備	多くの人が地域の活動や行事等に参加することができるよう、情報紙や市ホームページによる情報提供を行うとともに、それぞれの広報活動を支援する。	市民活動政策課	「やつしろ NPO 情報！」（NPO 情報誌）の発行（４，７，１０，１月発行） ・「市民活動団体一覧」の作成	○情報誌は定期的に発行出来ている。内容については、県の施策や研修案内、団体の情報等、より市民の興味を引くような記事掲載に努めている。	「やつしろ NPO 情報！」（NPO 情報誌）の発行（４，７，１０，１月発行） ・「市民活動団体一覧」の作成	
----	--------------------	---	---------	---	--	---	--

③ 働き方の見直し支援

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
70	ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透	ワーク・ライフ・バランスの普及に向け、事業所等をはじめ広く市民に対し情報提供及び啓発活動を実施する。	人権政策課	・事業者表彰制度等の周知とともに、ワークライフバランスの啓発チラシを市内事業所へ郵送し、情報提供を行った。 ・八代みらいネット学習会や新市誕生１０周年事業により、男性のワークライフバランスに関する研修を実施した。	事業所に向けての啓発につながった。	・いっそＤＥフェスタや男女共同参画週間等の様々な機会・媒体を通じて、ワークライフバランスの考え方について啓発していく。 ・事業所に対しては、関係課かいと連携し周知を図っていく。	
			商工政策課	—	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	人権政策課が実施する市アドバイザー派遣事業や県表彰制度など、関係部局との情報共有を行いながら事業所等に対して、啓発を図っていく	
71	男性の働き方に対する意識改革	仕事と同様に家庭生活や地域活動の重要性を認識し、働き方に対する意識改革を図るための啓発を行う。	人権政策課	・八代みらいネット学習会や新市誕生１０周年事業により、男性のワークライフバランスに関する研修を実施した。	参加者に対しての啓発ができた。今後ともあらゆる機会での広報・啓発が必要。	・いっそＤＥフェスタや男女共同参画週間等の様々な機会・媒体を通じて、ワークライフバランスの考え方について啓発していく。	
			商工政策課	—	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	人権政策課が実施する市アドバイザー派遣事業や県表彰制度など、関係部局との情報共有を行いながら事業所等に対して、啓発を図っていく	

72	仕事と子育ての両立支援	事業者、就労者に対し、制度等の情報を提供し、働き方についての意識改革を図る。また、働く婦人の家にて女性の就業活動サポートを行う。	こども未来課	子育て支援サービスの活用については、リーフレット等を作成し、子育て家庭等に情報を提供した。	今後も利用ニーズに合わせて、それぞれの子育て支援事業の整備、充実を図る必要がある。	27年度に新たに策定した「八代市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業の推進を図る。	
			商工政策課	働く女性の仕事と家庭の両立をサポートする目的から、働く婦人の家において、パソコン講座をはじめとする各種講座を開催した。	労働局など関連機関との連携による啓発活動の充実が必要。	働きかたについての意識改革につながる各種情報を収集するとともに、民間企業訪問時に経営層に制度周知を行うなど、より一層の取組強化を行う。	

【施策の方向】

(2)男女が働きやすく、働き続けられる就労環境づくり

① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
73	男女雇用機会均等法の周知徹底	国・県、21 世紀職業財団、商工会議所、商工会等と連携をとり、事業所に対し男女雇用機会均等法や制度、施策の周知啓発を行い、ポジティブ・アクションの推進を働きかける。	商工政策課	—	具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	関係部局との連携強化を図るとともに、企業訪問活動を通じた意識啓発に努めていく。	
74	女性の職業能力開発と就労支援	女性の能力開発のための講座等の実施や再就職を支援するための情報の収集、提供及び相談の支援を行う。	商工政策課	資格取得支援助成金を実施。利用者が19名の内、女性利用者が14名と多く、主に事務講座等に対し助成金を交付。 また、ハローワーク等との共催により、市内29事業者の参加による就職面接会を実施した。	資格取得助成については女性利用者が多く、幅広く女性の能力開発に貢献できた と考える。 また、就職面接会についても女性の需要が高い介護業種等の参加が多く、女性の雇用機会の拡大には一定の効果があったもの と考える。	今後も資格取得支援助成事業を継続することで就労支援につなげるとともに、関係機関との連携により就業機会の確保に努めていく。	
			人権政策課	女性のエンパワーメント、スキルアップという観点から、ステップアップセミナーを開催した。受講者数3日間のべ115人	女性のエンパワーメント、スキルアップという観点から、ステップアップセミナーを開催した。受講者数3日間のべ115人	女性の意識改革・スキルアップを目的としてステップアップセミナーを開催する。毎年度、テーマを設定し効果的なセミナーとなるよう企画する。	

② 働きやすい就労環境の整備

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
75	セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント防止のための広報・啓発	事業所に対し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント防止対策のための情報提供を実施するとともに、防止に向けた働きかけを実施する。また、教材の貸出しや講師派遣を行う。	商工政策課	男女雇用機会均等月間に啓発パンフレットを窓口に設置。また、企業訪問時の提供資料としても活用し、広く周知啓発を行った。	日ごろの営業、生産活動で忙しくされる企業も多く、意識付けのためには継続した啓発が必要である。	今後も相談窓口への啓発資料設置、あるいは企業訪問時の啓発等を実施することで広く広報活動を行っていく。	
			人権政策課	・市アドバイザー派遣事業・県事業所表彰制度の周知により情報提供を行った(事業所 100 件)。 ・八代みらいネット学習会において、ハラスメントに関するDVD視聴による研修を行った。 ・セクハラ関係DVD貸出 9 件	・八代みらいネット学習会開催により、その後の所属団体の研修機会へ繋がった。 ・今後とも、事業所に対する積極的な情報提供が必要。	・事業所に対しては、関係課かいと連携し情報提供を行っていく。	
76	男女共同参画推進優良事業所の推奨	男女共同参画の視点に立った就労環境づくり、セクシュアル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメントの防止対策、ポジティブ・アクションの推進など男女共同参画推進に積極的に取り組む事業所を県の男女共同参画推進事業者表彰へ推薦するとともに、取組内容を情報誌等で公表する。	商工政策課	—	課単独としては具体的な民間企業向けの取組ができず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	県の表彰制度の周知など、関係部局との連携による啓発活動強化の取組を行う。	
			人権政策課	県表彰制度について、ホームページや市内事業所へのチラシ送付により取組を呼びかけた(100 通)。平成 27 年度受賞：イオン九州株式会社イオン八代店	表彰制度に関する啓発と情報の収集が必要。	関係課かいと連携し、表彰制度の周知を通して、積極的な取組みを促す。	

77	パートタイム労働者、派遣労働者の就労環境の改善のための情報提供	関係機関と連携して、パートタイム労働者、派遣労働者の就労環境の改善のための情報を事業者を提供するとともに周知啓発を図る	商工政策課	熊本労働局からの通知など、適宜民間企業への周知活動を実施。 また、正規雇用確保の取組として、企業の事業規模拡大の際の補助に正社員と非正規社員との間で優遇措置に差を設けるなどの施策により、企業側に対する就労環境の改善を促した。	就労環境改善のためには企業自身の取組を促す一方、行政からも様々な情報提供を実施していく必要がある。	補助制度の活用を通じて正規雇用の拡大に努めると同時に、労働局からの情報等についても適宜周知活動を行っていく。	
78	育児・介護等により離職した者に対する再就職支援	育児・介護等により離職した者に対して、関係機関と連携し、就職情報、相談・助言、職業能力開発等の再就職のための情報を提供する。また、働く婦人の家にて女性の就業活動サポートを行う。	商工政策課	就職活動を有利に進めるための取組として、「八代市就業資格取得支援助成金」事業を実施。また、職業相談事業やジョブカフェ等との連携を通じた相談窓口の多様化にも努めた。	「八代市就業資格取得支援助成金」については介護資格など女性の申請が多く、就労支援としては一定の効果があるものとする。	ジョブカフェやハローワーク、あるいは資格取得講座を持つ事業者などとの連携により「八代市就業資格取得支援助成金」利用者の増加を図ることで就労支援につなげていく。	
79	農林水産業や自営業における女性の役割の評価	農林水産業等の家族経営における女性の役割を正當に評価するとともに、女性の仕事と家庭生活において過度の負担を少なくし、女性の就労環境を改善する。	農林水産政策課	家族経営協定の締結を推進する中で、女性の役割を正當評価するとともに、女性の負担軽減に寄与する条項である「仕事の役割分担の明確化」を盛り込むことを促進した。	JA、行政、協定締結者等で情報を共有し、参加したい人や話を聞きたい人を掘り起こし、懇談する機会を設けることにより少しずつ締結の輪が広がっているところであるが、普及率は依然として低い。	今後とも漠然とした役割分担しか行われていない未締結農家を中心に、普及活動を行っていく。	
			水産林務課	農業経営における家族経営協定に準じて、普及のための啓発を行った。	農業経営における家族経営協定に準じて、普及のための啓発を行った。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、随時、家族経営協定等の情報を提供し、組合員に対して、女性の役割の評価と就労環境の改善についての啓発を行う。 これにより、長く続いてきた家庭での女性の負担を少なくし、就労改善を図る。	

80	農林水産業における男女共同参画意識の浸透	国、県と連携して、農林水産業における男女共同参画意識の浸透を図るため、情報提供を行う。	農 林 水 産 政 策 課	県主催の女性農業者向け研修等の周知を行い、参加を促した。	情報提供の範囲手法に苦慮する部分がある。	より広く情報提供ができる方法を検討し、研修会等へより多く参加できるよう周知の徹底を図る。	
			水産林務課	各種のイベントに際して、女性スタッフを登用し、企画・運営への参画を図った。 ・水とみどりのふれあいスクール 11名 (森林インストラクター1名)	イベントの企画・運営にあたっては、女性の意見や発想は貴重かつ重要である。今後も積極的な参画を促す必要がある。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、随時、意識啓発のための情報提供に努め、女性でも対応可能であったにも関わらず、これまで男性中心で実施してきたイベントやイベントにおけるブースなど積極的な参画を促し、男女共同参画意識の浸透を図る。 また、県や市が行う男女共同参画に関する講演会等には、重ねて案内を行う。	

③ 子育て支援・介護支援の充実

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度取組み	各課の評価と課題	28年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
81	多様な保育サービスの充実	働き方の多様化に伴い、延長保育や休日保育、病児・病後児保育などの利用者のニーズに応じた保育サービスの充実を図る。	こども未来課	・延長保育：47園（公立2園、私立45園） ・障がい児保育（軽度含む）：52園（公立11園、私立41園） ・一時預かり：35園（私立） ・休日保育：2園（私立） ・夜間保育：1園（私立） ・病児病後児保育：3ヶ所	事業メニュー及び実施箇所数については、市民のニーズに据えていると思われる。	引き続き、働き方の多様化に据じた保育サービスの充実を図っていく。	
82	放課後子ども対策の拡充	放課後等に子どもが安心して活動できる居場所の確保と子どもの健全育成を支援するため、地域住民の協力と連携を図り、適切な遊びの場や生活の場を提供する放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実を図る。	こども未来課	・放課後児童クラブの運営委託17小学校区 26クラブ（ほか自主事業クラブ11クラブあり） ・夏休み学童クラブの運営委託（夏休みのみ）2小学校区 2クラブ	未設置の小学校区への設置、利用ニーズの高い小学校区への増設等の検討が必要である。	27年度同様取り組んでいく。また、未設置の小学校区への設置、利用ニーズの高い小学校区への増設等について、計画的に整備を進める。	
			生涯学習課	郡築小学校・昭和小学校・東陽小学校、泉小学校において「放課後子ども教室」を開催し子どもの居場所作りを図った。	順調に実施しているが、指導者やスタッフの人員の確保が困難である。	今後も地域社会の学習力向上を目指し指導者を育成し後継者確保に努めて行かなければならない。	

83	子育てに関する相談体制の充実	学校、幼稚園、保育所、地域子育て支援センター及びつどいの広場、民生委員・児童委員、家庭児童相談員等の関係機関が情報を共有し、連携を図り、子育てに関する相談体制の充実を図る。	こども未来課	・幼・保・小・中連携協議会での情報交換の実施（中学校区ごと） ・地域子育て支援センター、こどもプラザ、つどいの広場ぽけっとでの子育て相談の実施（市内9ヶ所） ・支援が必要な児童、家庭に対しては、関係機関が情報を共有し連携を図り、支援体制を図っている。	・幼・保・小・中連携協議会の設置により、就学前教育の連携が図られるようになった。 ・子育て中の親子が集う、地域子育て支援センター、こどもプラザ、つどいの広場ぽけっとが設置されていることにより、子育てをする親への相談支援等が図られるとともに、関係機関等との連携も取られている。	幼・保・小・中連携推進の充実を図るとともに、平成27度同様に取り組む。	
			健康推進課	・家庭訪問や各種健診、育児相談等を通じて、保護者の育児不安を解消するための子育て情報を提供。 ・さらに必要な場合は、保健所・保育園・幼稚園・学校・地域子育て支援センター・民生委員・主任児童委員等と連携を図り支援を行った。 ・育児不安を持つ保護者の割合（H27 年度 3 歳児健診）44.7%。	・望まない妊娠、出産後の産後うつや育児不安、育児環境に問題抱えた家庭は増加傾向にあることから、妊娠前の健康教育とともに、妊娠中からの連携した個別支援や育児相談・育児支援の継続及び充実が必要。	・育児相談の充実、生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の充実。 ・医療機関、民生委員・主任児童委員、子育て支援センター等育児支援関係者との連携した相談支援の充実 ・育児不安を持つ保護者の割合（3 歳児健診） 平成34年度 目標 30%	
84	子育て支援ネットワークづくりの推進	地域の子育て家庭に対する育児支援を行う市民及び団体の活動を支援するとともに、子育て支援ネットワークづくりを推進する。	こども未来課	・こどもプラザ、子育て支援センターにおいて、子育てに関する情報の収集と、子育て世帯への情報提供を行った。	一昨年より結婚・妊娠・出産・子育ての支援ネットワーク連絡会議を2回実施。	連絡会議をより充実させていく必要がある。	
85	仕事と子育て、介護等の両立のための広報啓発及び制度の周知	子育てや家族の介護をしながら働き続けられるように、育児・介護休業制度や次世代育成支援対策推進法などの育児・介護に関する法や制度、支援策について、出前講座や研修	こども未来課	・八代市子ども・子育て支援事業計画により、推進している。広報紙やホームページ、リーフレット等で、子育て支援サービスに関する情報を発信し、利用の促進を図った。	・仕事と子育てを支援する事業（保育や子育て支援事業）については、周知等の情報提供は行っているが、育児休業制度等については、周知が不十分である。	・今後も仕事と子育てを支援する各種事業、育児休業制度等について、周知・情報提供を図る。	

		会、窓口等で情報提供を行う。	長寿支援課	八代市独自の介護保険パンフレットを作成し、出前講座、各種研修会、窓口等で市民に広く周知している。	介護保険制度について、わかりやすく情報提供することに努めている。	今後も介護保険制度の周知について、出前講座、各種研修会、窓口等において、丁寧な対応に努めていく。	
86	家族介護者に対する支援	介護サービスの充実を図るとともに、高齢者に関する相談機能を持つ地域包括支援センター等において、家族介護者に対する支援を行う。	長寿支援課	高齢者の福祉、介護予防、権利等を適切に支援するため、専門職を配置した「地域包括支援センター」を6箇所設置している。 また、センターのランチである中山間地相談窓口として泉・坂本地区に各1箇所「あんしん相談センター」を設置している。	地域包括支援センターの市民の認知度は、年々高まってきており、相談件数も増加傾向にある。	今後も継続して、市民に対して周知を図るとともに、市民に身近な地域の地域ケアの拠点となるよう地域包括支援センターの機能強化を図る。	

基本的課題 4

《男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり(男女共同参画によるまちづくり)》

(1)政策・方針決定の場への女性の参画拡大

① 女性のエンパワーメント支援

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
87	女性のエンパ ワメントの ための意識 改革及び能 力開発	政策、方針決定の場への女性の参画を促進するため、固定的性別役割分担意識の解消、女性の意識改革及び能力向上をめざしたセミナー、講座等を開催する。	人権政策課	・エンパワーメント、スキルアップという観点から、ステップアップセミナーを開催。 テーマ：明日のために、今！やろう～あなたの未来に差をつける～ 参加者数：のべ115人 ・女性人材リスト登録者等を対象にフォローアップセミナーを開催した。 テーマ：鍛える！発言力と発想力（応用編） 参加者数：20人	発言力や発想力といった能力向上をめざした内容と、固定的性別役割分担意識が強く影響しているハラスメントについての研修機会を提供した。	女性の意識改革・スキルアップを目的としてステップアップセミナーを、また、女性人材リスト登録者等を対象としたフォローアップセミナーを開催する。毎年度、テーマを設定し効果的なセミナーとなるよう企画する。 今年度は子育てをしながら働く年代をターゲットとして企画予定。	ステップアップセミナー・フォローアップセミナーは、市の審議会等への女性の登用を増やすための人材育成を目的とするもの。プログラムの再検討が必要。
88	女性のチャレ ンジ支援	政策・方針決定の場や女性の進出が少なかった分野への女性の参画を推進するため、情報や学習機会の提供を行い、女性の意欲を高めて、女性のチャレンジを支援する。	人権政策課	・政策・方針決定の場への参画促進のため、ステップアップセミナー修了者及び希望者は女性人材リストに登録し、各種審議会や委員会委員への就任要請などを行った。 リスト登録者数：58人 リスト活用実績：5件	審議会委員等の更新時期に、女性人材リスト登録者からの登用が行われており、今後もさらに活用を促していくことが必要。	・女性人材リスト登録者の意欲の継続と学習機会とするため、フォローアップセミナーを開催するとともに、男女共同参画に関する情報提供を行う。	
89	女性の学習 グループの活 動の支援	政策、方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性団体・グループ、NPO等の学習活動を支援する。	人権政策課	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（通称：八代みらいネット）の事務局として活動支援を行っている。みらいネット会員対象の学習会のほか、新市誕生10周年記念事業として市民や市民団体に向けた学習会、いっそDEフェスタに協働で取組んだ。	各種事業を協働で取り組み、支援につながった。今後も八代みらいネットの活動が充実し、活性化するような支援が必要。	八代みらいネット事務局として活動を支援する。活動が活性化するように会員拡大を図る。	

			生涯学習課	・八代市地域婦人会連絡協議会へ補助金を出している。また、八代市生活学校・子育て学級（青少年育成、環境問題、交通安全、人権教育）等を各校区において開催。	婦人会会員相互の意識の高揚は概ね行われている。いくつかの校区では市婦人会の未結成の地域がある。	市婦連に参加していない校区の参加推進。	
--	--	--	-------	---	---	---------------------	--

② 市の審議会、委員会等への女性の積極的登用

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
90	審議会、委員会等への女性の積極的登用	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」では、委員の選任基準第5条第3号で「八代市男女共同参画計画(平成21年度～平成30年度)に基づき、女性を積極的に委員に登用すること。」と規定しており、政策、方針決定の場への女性の参画を促進するため、女性を審議会等の委員に積極的に登用する。	全課かい (人権政策課)	審議会等委員への女性の登用状況 H27 年度 32.0%→H28 年度 31.5% ・政策・方針決定の場への参画促進のため、ステップアップセミナー修了者及び希望者は女性人材リストに掲載し、各種審議会や委員会委員への就任要請などを行った。 ・男女共同参画行政推進委員会において、市の審議会への女性登用率について報告し、庁内において女性人材リストの積極的な活用について呼びかけた。 H27 年度リスト提供数：5件	審議会委員等の更新時期に、女性人材リスト登録者からの登用が行われている。今後も継続して庁内に活用を促していくことが必要。	女性人材リストを活用について、庁内に向け継続して周知し、目標値女性割合 40%を目指す。	

③ 地域活動における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実績	各課の評価と課題	28年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
91	地域で活躍する女性リーダーの育成	男女共同参画を推進する市民団体等に対し、研修会の開催や講師の派遣を行うとともに、女性人材リスト登録者を対象とした研修会の開催、熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業への派遣により、地域で活躍する人材を育成する。	人権政策課	・熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業参加者：1名 ・女性人材リスト登録者等を対象に「鍛える！発言力と発想力」をテーマに、フォローアップセミナーを開催した。参加者数：20名	リーダー育成事業では、男女共同参画を推進する充実した学びが提供できた。	・女性人材リスト登録者の意欲の継続と学習機会とするため、フォローアップセミナーを開催する。 ・熊本県男女共同参画社会づくりリーダー育成事業への派遣を行い、研修後の地域での活動を促進する。	
92	地域活動における方針決定の場への女性の参画促進	自治会や地域協議会、PTA等の活動において、女性の能力が発揮できるようにするため、方針決定の場に女性が参画できるよう働きかける。また、地域活動における女性の参画についてあらゆる機会を通じて啓発する。	市民活動政策課	○21地域への住民説明会や出前講座において、女性役員の登用について啓発を行った。 ○21地域協議会とのヒアリングを行い、女性の参画について依頼した。	○女性の参画について啓発を行うことができたが、各種団体の代表は依然として男性の割合が多く、ほとんど変わっていない。	○引き続き、住民説明会や出前講座、地域協議会とのヒアリングにおいて、女性役員の登用について啓発を行う。	
			生涯学習課	八代市の社会教育団体であるPTA連絡協議会においては女性が活躍しているが、「男女共同参画の推進」をさらに進めた。	地域活動においても実際には女性が中心となって活動しているものの、その方針は依然として代表者である男性が中心となって決定されている現状である。	今後は、各校区のまちづくり協議会に女性の活躍できる場にしていただけるよう啓発を行う。	
			人権政策課	情報紙、市HPなどにより男女共同参画に関する啓発を行うとともに、いっそDEフェスタへ地域や各種団体からの参加を呼び掛け、地域における男女共同参画への働きかけをおこなった。	地域における女性役員登用に結びつくよう、啓発していくことが必要。	情報誌Mi☆Ra i、いっそDEフェスタ、みらいネット出前講座などあらゆる機会・媒体を通じて、地域活動における女性の参画について啓発する。	

④ 民間企業・団体等における方針決定の場への女性の参画促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の実績	各課の評価と課題	28 年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
93	事業所のポジティブ・アクション取組みの促進	事業所に対し情報提供を行い、ポジティブ・アクションを働きかける。	商工政策課	十分な周知、情報提供が出来なかった。	事業所等に対する「ポジティブ・アクション」に関する情報をうまく把握しきれていない。今後、定期的な情報収集を実施し、周知を行うことが必要。	引き続き、事業所等に対し、情報提供を行うとともに、自主的かつ積極的な取組を行うように働きかけていく。	
			観光振興課	ふるさとマガジンに登録している会員2,200名へ女性が活躍している事業者を3回発行のうち2回特集し発信した。	事業所等に対する「ポジティブ・アクション」に関する実態をうまく把握できていないものの、女性が活躍している実態を発信することで、女性の活躍推進や格差解消につながると考える。	引き続き、ふるさとマガジン等の情報誌において、女性の活躍を発信するとともに、関係機関へのポジティブ・アクションへの理解を働きかけていく。	

(2) 農林水産業・商工業など自営業における男女共同参画の推進

① 女性の経営への参画促進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の実績	各課の評価と課題	28 年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
94	女性の登用促進	施策・方針決定の場へ女性の参画を進めるため、農業委員やJA、商工関係団体等の役員等への女性の登用を働きかける。	農林水産政策課	JA の女性理事の登用を依頼。 選任農業委員への女性登用を依頼。 農村婦人の家、龍峯農業研修所の運営委員について、農村婦人の家6名中4名、龍峯農業研修所6名中2名、農事研修センター7名中2名の女性委員を登用している。	JAの女性理事は平成26年度2名となっている。 平成27年度の農業委員の改選において2名の女性農業委員が選任された。 運営委員に女性が入ること、女性の視点からの施設運営に取り組むことができた。	JA の女性理事の登用について、引き続き要請を行っていく。 農業委員について、30年度の改選から市長の選任となることから女性の選任について検討を行う。 施設の運営委員については、女性の積極的な登用を行っていく。	女性の農業委員数が増えていない。女性の農業委員を増やすということは、女性の農業分野での活躍を促進することにつながる。JA女性理事の増加の取組等も合わせて行っていくことで、総合的に女性活躍が推進される。議論を継続してほしい。
			水産林務課	各漁協や森林組合等に対して、役員への女性登用を働きかけた。	女性役員の登用には至っておらず、引き続き働きかけが必要である。	引き続き、漁協や森林組合理事への女性登用について、組合の理解を得られるよう啓発を行っていき、各団体とも最低でも2名以上を登用したい。	

			商工政策課	八代市工業振興協議会の理事として女性経営者を推薦→登用。	経営層には依然として男性が多く、女性の登用を働きかけるうえではより一層の啓発活動が必要。	今後も関係する組織等においては女性の登用を積極的に行うよう働きかけを実施していく。	
95	農業協同組合及び漁業協同組合の女性正組合員加入の促進	女性の意見を農林水産業組合等に反映させるため、女性の正組合員加入、役員登用について団体の理解を得られるよう啓発を行う。	農林水産政策課	加工や販売などを積極的に行っている女性の正組合員への促進依頼。	農産物や加工品の開発・販売など女性が得意とする分野も多く、JAの運営において今後も女性の正組合員加入への促進は必要であるため、今後も継続した働きかけが必要と思われる。	農業経営における女性の持てる能力を発揮するために、積極的に活動を行っている女性はもちろんのこと、その他の女性もその役割が正に評価されるように、女性の正組合員としての加入の促進や役員登用について、JAに対して働きかけを行う。	
			水産林務課	各漁協や森林組合等に対して、女性の正組合員加入、役員登用について啓発を行った。 ・現在の女性組合員の状況 漁協組合員 約 3,100 名中、約 200 名 森林組合員 約 3,100 名中、約 500 名	女性組合員数は、増加しているものの役員への登用が少ないことから、引き続き役員への登用についても啓発を行う必要がある。	世帯主が男性であっても、加工や販売などを積極的に行っている女性に、漁協や森林組合の組合員への加入について、組合の理解を得られるよう啓発を行う。	

96	女性の経営 参画促進	女性の生産技術、経営管理能力の向上のため、関係機関・団体と連携して、講習会や研修会及び交流の機会を拡大する。また、女性の経営参画を促進し、共同経営者としての位置づけを明確にするため、女性認定農業者の認定、家族経営協定の締結推進を図る。	農 林 水 産 政 策 課	【女性認定農業者の認定】 認定農業者の更新時に、夫婦共同申請を推奨した。 【家族経営協定】 家族経営協定を締結し、経営に参画している女性農業者には、農業者年金、農業改良資金等のメリットがあることを伝え、家族経営協定の締結を促進。 【地産地消味噌作り研修】 くまもとふるさと食の名人を講師に地産地消味噌作り研修を行った。女性農業者5人が参加した。 【農業技術者養成講座】 農業経営に関する知識習得や農業実習を通し、農業経営に役立てるため開講し、女性の積極的な参加を促し、4人が参加。	平成26年度は16件の家族経営協定の締結が行われた。平成27年度はもう少し増加するようにしたい。 地産地消味噌作り研修、農業技術者養成講座以外は、予算の関係もあり、独自に実施できるものが少ないため、県等他団体主催のものの情報提供にとどまる部分あり。 農業技術者養成講座については、熊本県の農業アカデミー講座を活用したことで、費用を抑えながら各種講座へ講座生を送り出すことができた。	家族経営協定締結を推進することにより、女性の農業経営参画を促進していく。 【農業技術者養成講座】 農業経営に関する知識習得や農業実習を通し、農業経営に役立てるため開講し、女性の積極的な参加を促す。	
			水産林務課	各漁協を通じて、女性向けの講習会等への参加を促した。 また、女性だけで組織されている林業研究クラブの五家荘しゃくなげ会では、八代林業普及協会への加入により、講習会等への参加機会が増加した。	女性グループの講習会等への積極的な参加を促すため、引き続き開催情報の提供や活動への支援が必要である。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、女性の生産技術、経営管理能力の向上に関する情報を提供する。 講習会や研修会及び交流の機会については、市としても積極的に出席し、情報の共有化を図る。	

97	女性リーダーの育成	県農業女性アドバイザー認定や各団体・組織活動の充実のため研修会・講習会を実施し女性リーダーの育成を行う。	農林水産政策課	【くまもとふるさと食の名人認定証交付式研修会】 地元食材を使った料理でくまもとを代表する料理を作る人を認定してレシピの普及に努める。11月には食の名人を講師に地産地消味噌作り研修を行った。 【熊本県農業女性アドバイザー】 新たに1名のアドバイザーを推薦し、県で認定され、現在9名が認定されている。県主催の研修会や、市で行う各種研修会へ参加されており、地域のリーダーとして活動されている。	くまもとふるさと食の名人は、食育活動など、地域で積極的に活動されている。熊本県農業女性アドバイザーについても、地域内で積極的に活動されている。今後も、積極的な活用を検討していきたい。	食の名人の活動支援を行うとともに、その周知につながる事業を実施する。熊本県農業女性アドバイザーの有効活用を図り、これを核とした地域への波及に務める。	
----	-----------	--	---------	---	---	--	--

② 女性の起業に対する支援

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実施状況	各課の評価と課題	28年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
98	農林水産業の振興につながるチャレンジ活動への支援	農林水産業に従事する女性グループの地域農林水産業の振興につながるチャレンジ活動(加工、生産活動等)に対する支援を行う。	農林水産政策課 水産林務課	なし	各漁協や森林組合を通じて、情報提供を行った。 また、女性だけで組織されている林業研究クラブの五家荘しゃくなげ会では、八代林業普及協会への加入により活動野幅が広がった。	他の女性グループにおいても、それぞれチャレンジ的な活動を実施されているが、さらなる向上のためにも情報の提供や活動への支援が必要である。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、加工食品開発などの活動を支援するため、女性への情報提供を行う。 また、市としてもチャレンジ活動への新たなメニューを検討していく。
99	食育・交流活動等の促進	地域の農林水産業を活かした食文化・地域文化を継承するため、地域や学校、関係機関の連携を図り、豊かな食育活動や伝統的な食文化の継承を支援する。	農林水産政策課	生活研究グループによる地元小・中学校への伝統料理教室を開催した。 「くまもと地産地消活動支援等事業」を活用し26年度に設立した推進組織を母体として、地産地消に係る研修会を開催するとともに食育の啓発活動を行った。	「くまもと地産地消活動支援等事業」は、熊本県の事業であるため、継続性のある事業展開方法の検討の必要がある。	地元の青年農業者や女性農業者を講師として、親子を対象に植え付けから収穫、調理実習までを体験する食育体験スクールを実施する。 「くまもと地産地消活動支援等事業」では関係機関との連携のもと、地域や学校を巻き込んだ事業展開を図る。	

			水産林務課	水とみどりのふれあいスクールを開催し、3つの女性グループから10名の参加があった。	ふれあいスクールについては、準備会議から女性グループの参加を得て、積極的に意見を出してもらい、運営面での連携が図れた。また、各漁協で継承されている地域等との取組みは、貴重な市民との交流の場であり、積極的に協力していきたい。	これまで継承されていた事業については、引き続き各団体での継続を市としても支援していく。また、本課で主催している「水とみどりのふれあいスクール」については、今後も、特に女性の参加者及びスタッフの意見や反省点を生かして取り組んでいきたい。	
			学校教育課	食育体験活動育成事業「食育推進校」を太田郷小学校、第七中学校に委嘱。保護者・生産者・地域人材等と連携を図りながら、主体的に実践する力の育成を目指した取組を実践した。 ○児童生徒及び保護者の意識調査及び変容検証 ○栽培・収穫・調理体験、農業体験（中学校） ○地域人材の活用（地域婦人会、ヘルスメイトなど） ○地域特産物の活用（トマト） ○自作弁当の取組 ○保護者啓発の工夫	太田郷小学校の取組については、平成27年度八代市学校給食研究協議大会にて発表。食育推進校における取り組みや児童生徒の食に関する課題を関係者間で共有することができた。第七中学校の取組については、平成28年度熊本県学校給食研究協議大会にて発表予定である。	○食育体験活動育成事業「食育推進校」を小学校1校に委嘱予定である。児童生徒の実態を把握し、発達段階に応じた取り組みを推進する。 ○学校・家庭・地域や各機関との連携を図り、地域産業・地域人材の活用啓発に努める。	
			生涯学習課	多くの方に環境問題や第一次産業の現状と、その食育とのつながりを知り食の大切さを理解するため、親子を対象とした市民教育講座「食育」を2回開催した。その他、男の料理教室・健康料理講習会・親子栄養教室・高齢者栄養教室、親子で体験（かぼちゃを使ったスイーツ作り）を開催した。	色々な世代や年齢層に食育の体験をしていただいた。	引き続き、食育関係の講座や料理体験教室を行っていく。	

100	女性の起業活動の支援	県や農業協同組合、漁業協同組合、商工関係団体等と連携して、女性の視点やアイデアを生かした特産品の加工品開発、直売所等の起業活動を支援する。	農 林 水 産 政 策 課	【農産加工アドバイザー活用についての呼びかけ】 県の事業で、農産加工グループ等の加工に関してアドバイザーを派遣するもので、市としては活用の呼びかけを行った。	28 年度も事業が継続されれば、取り組みを積極的に支援していきたい。	今後も生活研究グループ等と連携しながら、関係団体と連携し、支援していく。	
			水産林務課	鏡町漁協による「鏡オイスターハウス」は、女性の視点やアイデアを生かすとともにスタッフとして活動された。 林業関係では、スギの植林が手軽にできる「ポット苗」について、林業研究クラブ主催で講習、実演が実施され、女性会員6名の参加があった。	鏡オイスターハウスについては、女性の意見を取り入れたことが功を奏したが、マスコミの取材に、女性が積極的に協力できたことも大きい。他の組合でも女性のアイデアや参画を生かした取組みを進めたい。 ポット苗については、画期的ともいえる植林方法で、女性でも重労働にならず、啓発を図りたい。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、女性の視点やアイデアを生かした加工品の開発や起業活動に対する情報提供を行うとともに、積極的な支援を行う。	
			商工政策課	平成 27 年度より、創業支援のためのワンストップ窓口を設置し、商工会・商工会議所等と連携した取組を実施。その他、商品開発のための支援も実施しており、それぞれに女性経営者の制度活用の実績あり。	創業支援のワンストップ窓口を設置したことで、女性の企業相談等についてもスムーズな連携を図ることが可能となった。	商工会議所等との連携を深化させることで、今後も女性の起業家支援を図っていく。	
101	農林水産業における男女共同参画意識の浸透(再掲)	国、県と連携して、農林水産業における男女共同参画意識の浸透を図るため、情報提供やイベント開催を行う。	農 林 水 産 政 策 課	農山漁村フォーラムへの参加を促し、農山漁村における女性の地位向上の事例発表及び研修を受講した。	女性メンバー高齢化による活動の停滞	今後も、女性農業者を対象とした研修会を開催するとともに、検討の事業への積極的参加を促す。	

			水産林務課	各種のイベントに際して、女性スタッフを登用し、企画・運営への参画を図った。 ・水とみどりのふれあいスクール 11名 (森林インストラクター 1名)	イベントの企画・運営にあたっては、女性の意見や発想は貴重かつ重要である。今後も積極的な参画を促す必要がある。	引き続き、漁協・森林組合を通じて、随時、意識啓発のための情報提供に努め、女性でも対応可能であったにも関わらず、これまで男性中心で実施してきたイベントやイベントにおけるブースなど積極的な参画を促し、男女共同参画意識の浸透を図る。 また、県や市が行う男女共同参画に関する講演会等には、重ねて案内を行う。	
--	--	--	-------	---	--	--	--

(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

① 男女共同参画の視点に立ったまちづくり、地域おこしを通じた地域活性化

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実施状況	各課の評価と課題	28年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
102	男女がともに参画するまちづくり	住民自治によるまちづくり組織「地域協議会」において、男女共に参画し、誰もが暮らしやすいまちづくりができるよう働きかける。また、環境問題への取組や地域での見守り活動などを支援し、男女が共に地域活動に参画することで地域の活性化につなげる。	市民活動政策課	〇21 地域への住民説明会や出前講座において、女性役員の登用について啓発を行った。 〇21 地域協議会とのヒアリングを行い、女性の参画について依頼した。	協議会は各種団体の長が主体となっており、女性の占める割合は低い。	〇21 地域協議会とのヒアリングにおいて、女性の役員登用について啓発を行っていく。 〇事務運営マニュアルを作成予定であり、マニュアルの中に女性の視点と取り入れたまちづくりや役員の登用について記載する。	
			環境課	平成27年度環境関係出前講座開催実績 …21回	環境基本計画に掲げている目標（平成30年度までに年50回）には達していないため、今後も引き続き出前講座に関する周知を図っていく。	・環境学習推進事業… 前年度に引き続き、環境に関する出前講座について、平成30年度までに年間50回の開催を目指す。	

			健康福祉政策課	民生委員やふれあい委員による見守り活動を継続して実施した。	今後も継続した活動が有効である。	引き続き、民生委員やふれあい委員による見守り活動を行い、地域活動に参画できるよう支援を行っていく。	
--	--	--	---------	-------------------------------	------------------	---	--

②防災・復興・防犯活動等における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実績	各課の評価と課題	28年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
103	男女がともに参画する安心・安全のための取組	男女共同参画の視点で行う青少年健全育成のための活動や、自主防災組織、地域防災活動への支援を行う。	人権政策課	女性の視点を取り入れた青少年指導員の街頭指導や、社会を明るくする運動により、青少年健全育成を通して、だれもが暮らしやすい地域社会づくりに取り組んだ。	男女ともに青少年指導員による街頭指導を実施することができたが、指導時間帯や地域状況に応じた巡回経路の検討が必要。	青少年指導員に女性の加入を促進するとともに、女性の視点を取り入れた巡回指導の時間帯と巡回経路の見直しをさらに進める。また、防犯マップの充実と活用を図る。	
			危機管理課	八代市防災会議の委員に女性に多数加わってもらい、女性の視点を取り入れた防災計画を作成しており、それに基づき、自主防災組織等に対してもお互いを尊重した男女協働の防災活動をお願いしている。	実際の出前講座や各種訓練にも女性にも多数参加してもらい、防災意識の高揚を高めている。少子高齢化が進む中、いかに若者の参加を増やす必要がある。	今後も老若男女を問わず、市民一人一人が「自分が住む地域は自分が守る」という当事者意識を持ち、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急処置などの防災意識を高めていく。	

基本的課題 5

《男女共同参画推進のための体制づくり(男女共同参画計画の推進)》

(1)推進体制の充実

① 庁内推進体制の強化

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 の 取 組 み	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
104	市の施策に 対する苦情へ の対応	市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に関して男女共同参画専門委員を配置して対応する。	人権政策課	男女共同参画専門委員を配置し、広報誌・ホームページ等で制度の周知を行った。	市の施策に対する苦情への対応はなかったが、今後とも制度の周知を図っていくことが必要。	・男女共同参画専門委員の配置により、市が実施する男女共同参画に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情に対応する。 ・ホームページや広報やつしろにより制度の周知に努める。	
105	人権・男女共同参画推進員の配置	男女共同参画の視点を職場、職員に浸透させ、意識の向上を図るため、各課に人権・男女共同参画推進員を配置する。	人事課	引き続き、各職場内に研修担当者を設置し、職場内研修の推進を図った。	職場内研修担当者を今後は、人権・男女共同参画推進員としての役割を果たせるよう人権政策課と連携し、検討していく必要がある。	男女共同参画に関する研修会等を通して、男女共同参画の視点の浸透を図るとともに、人権政策課と連携して、各課に設置している職場内研修担当者を人権・男女共同参画推進員として課内研修の充実を図る。	
			人権政策課	各課への推進員配置には至っていないが、行政推進委員会委員を中心に、男女共同参画の視点で業務に取り組むよう努めた。 人事課と連携し、職員を対象とした男女共同参画研修会を実施した。	職員への男女共同参画の視点の浸透につながった。	人事課と連携して、各課かいの職場内研修担当者による課内研修の充実を図る。また、行政推進委員会委員を中心に、男女共同参画の視点での業務を推進する。	

106	庁内推進体制の連携・強化	男女共同参画審議会と連携を図り、行政推進委員会の主導の下、全庁的な連携、調整を図りながら計画を推進する。	人権政策課	八代市男女共同参画計画の進捗状況について調査し、審議会において報告・審議。結果を受け行政推進委員会で今後の取り組みを協議・検討した。	全庁的な推進体制と意識の再確認ができた。今後とも連携を強化し、計画の推進に努めていくことが必要。	全庁的な連携、調整を図り、男女共同参画計画の推進に取り組む。毎年、計画の進捗状況について調査し、審議会において報告・審議を行う。審議結果を受け八代市男女共同参画行政推進委員会において今後の取り組みについて協議・検討する。	
107	職場におけるポジティブ・アクションの推進	女性の能力活用を図るため、女性職員の職種や職域の拡大、管理職員への登用推進、研修機会の拡大などポジティブ・アクションを推進するとともに、毎年度登用状況調査を行い公表する。また、教育現場では、資質と意欲のある女性教職員の管理職、指導主事等への登用を促す。	人事課	・係長職昇任資格試験実施にあたり、女性職員の積極的な受験を促した。 ・男女共同参画研修を実施し、男女共同参画社会の理念や意義等について正しい理解を促した。 ・女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を実施した。	・係長職昇任資格試験への女性受験者の比率が低いため、引き続き受験を促していく必要がある。 ・指導的立場になるうえで必要と考えられている「仕事と家事・育児との両立」に向けた支援策を検討する必要がある。	・昨年度末に策定した、「特定事業主行動計画」を踏まえ、仕事と家庭の両立に向け、支援する。 ・女性リーダーの育成を図るため、自治大学校や市町村職員中央研修所等の女性幹部養成プログラムへの派遣を継続して実施するとともに、男性職員や管理監督職員の意識改革を図る。	課長級に占める女性職員の割合が増えていない。もっと女性の登用を進めてもよいのではないか。
			学校教育課	資質と意欲のある教職員に対しては、性別に関係なく、校長をとおして管理職選考考査受者を積極的に促した。	資質と意欲のある教職員に対して、性別に関係なく、校長をとおして管理職選考考査受者を積極的に促すことに努めたが結果として受考者数が少なかった。今後は、さらに、リーダー研修会なども含めた積極的な受考（受講）を勧める必要がある。	資質と意欲のある教職員に対しては、性別に関係なく、校長をとおして管理職選考考査の受考を積極的に促す。また、リーダー研修会などの受講を積極的に進める。	
			人権政策課	・H27年度4月時点における女性の登用状況調査を実施した。 ・ステップアップセミナーへの参加を職員に対し呼びかけた。	登用状況調査の結果から、行政推進委員会により、女性職員の管理職登用について協議した。	・毎年度、登用状況調査を実施し公表する。 ・職員の研修機会として、ステップアップセミナーへの参加を呼びかける。	

108	男女共同参画の視点に立った市の施策の企画立案及び事業の実施	「八代市審議会等の設置及び運営に関する基本指針」の中の、委員の選任基準第5条第3号で「八代市男女共同参画計画（平成21年度～平成30年度）に基づき、女性を積極的に委員に登用すること。」と規定しており、審議会等において女性の意見を反映するとともに、市が企画立案する施策及び事業の実施に当たっては、男女共同参画の視点に十分配慮する。	全課かい	企画政策課及び人権政策課の合同で、各課かいに対し、審議会等の運営状況及び女性の登用状況調査を調査するとともに、基本指針に沿った運営がなされるよう要請した。また、行政推進委員会において、男女共同参画の視点に立った施策が行われるよう確認した。	調査することにより、基本指針に基づいた審議会等の運営について、各課かいに対し意識づけができた。	今後とも、男女共同参画の視点に立った事業が展開されるよう、庁内に対し意識づけを図っていく。	
-----	-------------------------------	--	------	---	---	---	--

② 市職員の意識の向上

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27年度の実施	各課の評価と課題	28年度以降の取組	八代市男女共同参画審議会意見・提案
109	男女共同参画に関する職員研修の実施	すべての職員が男女共同参画社会を正しく理解し、常に男女共同参画の視点に立ち職務を遂行できるよう、意識改革を目的とした研修受講機会の充実を図る。また、男女共同参画社会の理念や男女共同参画の意義等について職員に周知を行う。	人事課	・「人権を確かめ合う日」の周知に合わせて、啓発資料を配付し、啓発を行った。 ・男女共同参画社会への実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの意識改革を図った。 ・職員人権意識調査の際に男女共同参画についてアンケートを実施・集計した。	・資料配付により意識啓発を図るとともに、啓発内容の充実等、効果的な取り組みについて引き続き検討する必要がある。 ・研修の場を設けるだけでなく、研修の効果や情報を各課かいで共有できるよう、職場内研修を活用し、職員の意識改革を図っていく必要がある。	・人権政策課と連携して、各種講演会等への職員の積極的な参加を促す。 ・取組状況や集計したアンケートの内容を踏まえ、各職場への指導や情報提供、職員への周知や意識啓発を図る。	
			人権政策課	・男女共同参画週間における本庁ロビーでの展示による啓発。 ・庁内情報システムにより各職員に対して男女共同参画に関する情報提供を行った。 ・人事課と連携し職員対象の男女共同参画研修を行った。	職員への啓発機会となった。すべての職員が常に男女共同参画の視点に立てるよう、啓発を継続していくことが必要。	男女共同参画週間等の機会を通じ、全職員への男女共同参画社会の理念や意義について周知する。	

110	職場におけるセクハラ・パワハラ・マタハラの予防及び相談の充実	ハラスメントのない職場づくりのために、職場におけるハラスメントの防止等に関する要項に基づき、職員への意識啓発を行うとともに、相談・苦情に対し適切に対応するため相談体制を充実する。	人事課	・要項に基づき、苦情相談窓口での相談体制を継続している。 ・「人権を確かめ合う日」の周知に合わせて、「ハラスメント防止」をテーマにした資料を配付し、啓発を行った。 ・各部署においてセクシュアル・ハラスメントの再発防止に向けたチェックシートの作成を依頼し、提出させた。	・苦情処理委員会への相談までは至っていないものの、ハラスメントにつながる恐れがある事案も見受けられ、徹底した意識啓発を図って行く必要がある。	・引き続き、要項に基づき、苦情相談窓口での相談体制を継続していく。また相談が寄せられた際の対応について適切に対応できるよう各窓口の意識の統一や連携を図る。 ・引き続きハラスメント研修等、各種研修等を計画的に実施し、情報提供・意識啓発を図っていく。 ・各課より提出してもらったハラスメントの再発防止に向けたチェックシートを人財育成推進委員会に諮る。	
111	職場におけるワークライフバランスの推進	男性職員の育児・介護休暇の取得促進を図るとともに、多様な働き方に対する相互理解を深め、「仕事と生活の調和」、「男女共同参画社会づくり」を意識した職場形成を図る。	人事課	・対象職員に対して、個別に働きかけを行った。 - 育児休業取得者 1 名 - 短期介護休業取得者 20 名 ・心の健康づくり計画を策定（改正）し、併せて「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進に向けた取組について（通知）」を周知し、啓発に努めた。	・制度の周知及び男性の育児意識、職場の理解、取得した場合の代替職員の確保に課題がある。 ・時間外勤務の縮減とあわせ、定期的に周知に努めたが、今後も効果的な啓発に努める必要がある。	・今後も、引き続き職員に対し、情報提供・意識啓発を図っていく。	

③ 計画の適正な推進のための進行管理

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の実施状況	各課の評価と課題	28 年度以降の取り組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
112	男女共同参画計画の広報周知	概要版の作成配布、情報誌、広報紙、市ホームページへの掲載などあらゆる機会をとらえて、市民へ周知を行い、市民の理解と協力を得る。	人権政策課	市ホームページに計画書本文及び概要版を掲載し周知を図った。	さらに周知を図ることが必要。	ホームページや情報誌、出前講座などあらゆる機会を通じて広報に努める。	

113	男女共同参画計画の進行管理	男女共同参画計画を計画的かつ効果的に推進するため、市役所内の推進組織である八代市男女共同参画行政推進委員会及び八代市男女共同参画審議会において実施状況を定期的に検証し、進捗状況を明らかにする。	人権政策課	・各課に計画の周知を行うとともに、各施策の推進について協力を依頼。 ・男女共同参画審議会において評価を実施し、男女共同参画行政推進委員会において協議した。年次報告書を作成し公表した。	・定期的な進行管理ができている。 ・平成 31 年度からの第 2 次計画策定に向けた準備が必要。	・計画の実施状況、進捗状況を把握し、男女共同参画審議会、男女共同参画行政推進委員会に諮るとともに報告書を作成し、公表する。 ・第 2 次計画に向けた情報収集を行う。	
-----	---------------	--	-------	--	---	---	--

④ 国、県との連携強化

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 of 取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
114	国、県、他市町村との連携及び情報交換	市の男女共同参画の推進に当たっては、国の男女共同参画基本計画及び県の男女共同参画計画との整合を図るとともに、国、県、他自治体との共同による事業の実施や情報交換などの連携を図る。	人権政策課	・県主催の八代・芦北地域連絡会議において、県及び他自治体との情報交換を行った。	地域連絡会議においては、八代・芦北地域の各市町村の情報交換ができた。また、県や県内他市町村の取組について情報を得ることができた。	各種研修会等への出席により国や県の動向等の情報収集に努めるとともに、八代・芦北地域男女共同参画地域連絡会議による情報交換を行い連携を図る。	

(2) 市民等との協働による推進

① 市民活動団体の育成及び支援

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度 of 取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画審議会意見・提案
115	男女共同参画を推進する市民や団体の活動支援	男女共同参画を推進する活動を行っている市民、団体及びその集まりである八代市男女共同参画社会づくりネットワークの活動を支援するとともに、ネットワーク活動がさらに充実するよう、会員の拡大を働きかける。	人権政策課	・八代市男女共同参画参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）の事務局として活動を支援。いっそ DE フェスタ、会員学習会等を実施。 ・男女共同参画週間展示や NPO 情報誌等において、団体の活動状況等を紹介した。 ・八代みらいネット会員拡大月間を設け、団体や事業所へ働きかけた。	男女共同参画推進の動きを広げるため、魅力ある活動と会員の拡大が必要。	・ネットワークの事務局としてネットワーク活動を支援するとともに、リーフレットを活用し会員の拡大を呼び掛ける。 ・団体の活動状況をさまざまな機会を通じて周知する。（NPO 情報誌、情報誌 M i ☆ R a i、ホームページへの掲載など）	

116	公共的団体との連携強化	老人会、地域婦人会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員協議会、PTA 等と連携を図るとともに、イベント、講演会、学習会等を共同開催する。	長寿支援課	「長生き世代健康づくり事業」の実施にあたり、老人クラブ連合会を通じ参加を募った。 期日 10月25日 場所 八代総合体育館 参加者数 約50名	老人クラブ連合会と連携し実施した。	今後も老人クラブ連合会等と連携を図りながら実施する。	
			生涯学習課	「まなびフェスタやつしろ」～まなびが創る ひと・まち・みらい～をテーマに、講演会、地域の食バザー、ふれあい体験、公民館クラブ及び婦人学級の活動成果発表、文化作品展示、婦人会活動パネル展示等のブースを設け、実施した。	各世代が共に学び、一緒になって様々な体験をすることで、より親密な交流を図ることができた。	引き続き、まなびフェスタを開催することで、学習団体の育成、各団体との連携強化を図っていく。	
			健康福祉政策課	(毎月開催される) 定例の民生委員・児童委員協議会会長会において情報の共有化、組織課題の解決策の検討など連携強化を図った。	引き続き連携していくことが必要。	今後も、民生委員・児童委員協議会会長会や各地区の民生委員児童委員協議会等の会議、研修の場などの機会を捉え情報の共有化を図り、団体及び他団体との連携を強化していく。	
			人権政策課	いっそDEフェスタや新市誕生10周年記念事業学習会開催にあたり、各種団体への参加案内を行い、学習の機会とした。	あらゆる世代での啓発のため、さらに連携していくことが必要。	引き続き、関係各課や男女共同参画社会づくりネットワークを通じ、学習会開催の呼びかけやイベントの案内などにより、連携して男女共同参画を推進する。	

② 男女共同参画活動の拠点づくり

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
117	地域で男女共同参画を推進するリーダーの育成	人権サポーター養成講座の開催や、熊本県男女共同参画地域リーダー研修への派遣などにより、地域で人権啓発や男女共同参画を推進するリーダーを育成する。	人権政策課	・地域や職場などで人権のまちづくりを推進するリーダー育成のため、「市民じんけんサポーター育成講座」を開催した。 (6 回・のべ 77 人参加) ・熊本県男女共同参画地域リーダー研修に 1 名を派遣した。	住民自治組織での推進員の位置づけや役割など今後の検討が必要。 ・熊本県男女共同参画地域リーダー研修参加者は、八代みらいネットへの加入や、情報誌編集スタッフとして活動を継続している。 今後、地域での活動の広がりを検討する必要がある。	人権おもいやりミニ講座の実施や熊本県男女共同参画地域リーダー研修への市民の派遣により、地域で人権啓発や男女共同参画を推進するリーダーを育成する。	
118	拠点施設の整備	男女共同参画に関する情報発信や啓発、相談等の機能を備えた活動拠点として、人権啓発センターの機能の充実を図る。	人権政策課	人権啓発センターにおいて、男女共同参画に関する情報も含めた啓発・相談業務を行った。	情報発信や啓発の機能の充実を図る必要がある。	情報発信や啓発機能の充実のため、情報の収集や提供、DVD 等資料の利用について周知に努める。	

③ 民間企業、NPO 等との連携

No.	具体的施策	取組内容	担当課	27 年度の取組み	各課の評価と課題	28 年度以降の取組み	八代市男女共同参画 審議会意見・提案
119	男女共同参画推進に関する事業所の取組への支援と連携の強化	事業所等に対して機会あるごとに、セクハラ・マタハラ防止、ポジティブ・アクションの推進、ワーク・ライフ・バランスの推進等に関する情報提供や啓発を行い、事業者が自主的に取り組むように働きかける。	商工政策課	—	課単独としては具体的な民間企業向けの取組ができておらず、関係部局との連携強化による啓発活動が必要。	今後、企業訪問を実施するなかで積極的に機会を見つけ、女性が働きやすい環境づくりに向けた働きかけを行うようにする。	

			農林水産政策課	生産組織等への情報提供や啓発活動につながる具体的な活動は行っていない。	各農業者に対しては認定農業者の更新の際など家族経営協定の推進等とあわせて啓発活動は可能であるが、生産組織等への情報提供や啓発活動を計画的かつ臨機応変に対応することが必要と思われる。	ＪＡをはじめ生産組織等に対して、農業関係の事業の推進等にあわせて、積極的に機会を見つけ、女性が働きやすい環境づくりに向けた働きかけを行うようにする。	
			水産林務課	各漁協や森林組合に対し、情報提供に努めた。 八代森林組合においては、女性係長 1 名（全 4 名中）を任用している。	漁業、林業関係の事業所は、比較的小規模な事業所であることから、市としては情報提供、啓発活動を根強く行っていき、自主的な取組みを働きかける。	10 漁協・1 森林組合等に対し、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する意識啓発及び情報提供に努める。	
			人権政策課	・アドバイザー派遣事業や事業者表彰制度についての案内やチラシを作成し、市内事業所に送付し啓発を行った。（100 通）	女性活躍推進法に基づく計画の周知や法律の趣旨な働きかけが必要。	・関係課かいと連携し、事業所に対して、女性活躍推進法に基づく計画の周知や、法律の趣旨に基づく取組等について、事業所に対し働きかける。 ・男女共同参画アドバイザー派遣事業や事業者表彰制度について周知し、自主的な取組みを働きかける。	

八代市男女共同参画計画 平成 28 年度 成果指標進捗状況

項 目	計画改定時 (H25 年度)	H26 年度	H27 年度	H28 年度	後期目標 (H30 年度)
基本的課題1 男女がともに育む男女共同参画の意識づくり(男女共同参画理念の浸透)					
男女の地位の平等感について平等と思う人の割合	24.4% (H24 年度)	-	-	-	33%
「男は仕事、女は家庭」という性別で役割を固定することに賛成しない人の割合	62.6% (H24 年度)	-	-	-	75%
基本的課題2 男女がともに互いの人権を尊重し、安心して暮らせる社会づくり(人権の確立)					
次の事項で「人権が尊重されていない」と感じる人の割合	40.9%	-	-	-	75%
・家庭内での夫から妻への暴力	42.0%	-	-	-	75%
・職場でのセクシュアル・ハラスメント	(H24 年度)				
基本的課題3 男女がともに自分らしく、多様な生き方が選択できる環境づくり(ワーク・ライフ・バランスの推進)					
熊本県男女共同参画推進事業者表彰を受けた事業所数	2 事業所 (H25.4.1)	2 事業所 (H26.4.1)	3 事業所 (H27.4.1)	4 事業所 (H28.4.1)	3 事業所以上
家族経営協定を締結している農家数	312 戸 (H25.3.31)	357 戸 (H26.3.31)	373 戸 (H27.3.31)	388 戸 (H28.3.31)	350 戸
基本的課題4 男女がともにあらゆる分野へ参画できるまちづくり(男女共同参画によるまちづくり)					
審議会・委員会への女性の登用率	25.3% (H25.3.31)	31.3% (H26.3.31)	32.0% (H27.3.31)	31.5% (H28.3.31)	40%以上
女性自治会長の数(割合)	7 人(1.8%) (H25.4.1)	10 人(3.9%) 379 人中 (H26.4.1)	11 人(2.9%) 377 人中 (H27.4.1)	9 人(2.3%) 376 人中 (H28.4.1)	15 人(4%)
地域協議会女性役員の数(割合)	12 人(23%) (H25.4.1)	73 人(18%) 403 人中 (H26.7.25)	71 人(17%) 416 人中 (H27.7.1)	82 人(19%) 423 人中 (H28.8.31)	33 人(25%)
スポーツ推進委員の女性の数(割合)	18 人(26%) (H25.4.1)	21 人(30.9%) 68 人中 (H26.4.1)	23 人(31.5%) 73 人中 (H27.4.1)	23 人(31.5%) 73 人中 (H28.4.1)	22 人(32%)
女性人権擁護委員の数	10 人(47.6%) (H25.4.1)	10 人(47.6%) 21 人中 (H26.4.1)	10 人(50.0%) 20 人中 (H27.4.1)	10 人(47.6%) 21 人中 (H28.4.1)	10~11 人 (男女半数ずつ)
女性農業委員数(割合)	2 人(5.4%) (H25.4.31)	2 人(5.4%) 37 人中 (H26.4.1)	2 人(5.4%) 37 人中 (H27.4.1)	2 人(5.4%) 37 人中 (H28.4.1)	4 人(10.8%) 以上 (全農業委員 1 割以上)
女性のJA理事の数	2 人 (H25.4.1)	2 人 (H26.3.31)	2 人 (H27.3.31)	2 人 (H28.3.31)	3 人
女性認定農業者数(女性の単独申請及び夫婦共同申請者の計)	147 人 (H25.3.31)	142 人 単独 13・共同 46・ 連名 83 (H26.3.31)	151 人 単独 20・共同 61 連名 70 (H27.3.31)	144 人 単独 21・共同 60 連名 63 (H28.3.31)	200 人
女性消防団員の数	24 人 (H25.4.1)	31 人 (H26.6.1)	32 人 (H27.4.1)	32 人 (H28.4.1)	50 人
基本的課題5 男女共同参画推進のための体制づくり(男女共同参画計画の推進)					
市の管理職員(課長級以上)に占める女性職員の割合	10.0% (H25.4.1)	9.2% (H26.4.1)	9.5% (H27.4.1)	9.4% (H28.4.1)	15%
市の役付職員(係長級以上)に占める女性職員の割合	20.6% (H25.4.1)	19.6% (H26.4.1)	18.8% (H27.4.1)	20.1% (H28.4.1)	25%
市男性職員の育児休業取得割合	0% (H25.4.1)	0% (H26.4.1)	1.4% (H27.4.1)	0% (H28.4.1)	10%
八代市男女共同参画社会づくりネットワーク(八代みらいネット)の加入団体数	18 団体 (H25.4.1)	19 団体 (H26.4.1)	19 団体 (H27.4.1)	21 団体 (H28.6.1)	30 団体

IV

平成 27 年度男女共同参画推進室の事業実績

男女共同参画推進室の活動経過

期 日	内 容	詳 細	備 考
H27. 4. 22	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク役員会	(1) 総会案件について ・ H26 年度事業報告について ・ H26 年度決算及び監査報告について ・ H27 年度事業計画 (案) について ・ H27 年度予算 (案) について ・ H27 年度担当班 (案) について (2) いっそ DE フェスタ決算について (3) 新市誕生 10 周年記念事業について (4) 情報誌Mi☆Rai 編集スタッフについて (5) 書記の選任について	会場：千丁庁舎 1 階会議室
H27. 5. 14	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク通常総会	① 平成 26 年度事業報告について ② 平成 26 年度決算報告及び監査報告について ③ 平成 27 年度事業計画 (案) について ④ 平成 27 年度予算 (案) について ⑤ 書記の選任について ⑥ その他 ・ 担当班について ・ いっそDEフェスタ 2016 について ・ 情報誌Mi☆Rai 編集スタッフについて	会場：人権啓発センター 会議室 (千丁庁舎 3 階)
H27. 6. 11	新市誕生 10 周年記念 市民活動 特別支援事業審査会	八代市男女共同参画社会づくりネットワーク プレゼンテーション 「一人の百歩より百人の一步を ～男女共同参画のまちづくりのために～」	会場：市役所 5 階大会議室
H27. 6. 22 ～6. 30	男女共同参画週間展示	資料展示	会場：市役所ロビー
H27. 6. 22	情報誌 Mi☆Rai 第 12 号編集会議①	・ 編集スタッフ紹介 ・ テーマ検討、スケジュール確認	会場：代陽公民館

H27. 6. 23	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミズネットワーク 山本三代子 氏 対象：学生	会場：市内学校
H27. 7. 2	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 2 件 講師：千丁ウィミズネットワーク ① 堀口佳寿代 氏 ② 山本三代子 氏 対象：生徒	会場：市内高校
H27. 7. 3	アドバイザー派遣事業	内容：「自分らしく」あるために ～男女共同参画講座～ 講師：八代市人権啓発センター 人権相談員 西村 洋子 氏 対象：中学生	会場：市内中学校
H27. 7. 9	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 7 月定例会及び いっそDEフェスタ 2016 第 1 回 実行委員会	◆ミニ学習会 「ワークライフバランスについて」 ◆定例会 ① 新市誕生 10 周年記念市民活動特別支援事業 について ② 会員学習会及び親睦会について ◆実行委員会 ① 規約について ② 予算について ③ 講演等内容構成について	会場：人権啓発センター 研修室（千丁庁舎 3 階）
H27. 7. 21	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク役員会	新市誕生 10 周年記念市民活動特別支援事業に ついて ① 参加者募集方法について ② 講演及びその他の内容について ③ 準備作業について	会場：人権啓発センター 和室（千丁庁舎 3 階）

H27. 7. 28	八代市男女共同参画審議会	内容：八代市男女共同参画計画の取組及び 進捗状況について	会場：千丁庁舎 2 階 大会議室
H27. 7. 28	情報誌 Mi☆Rai 第 12 号編集会議②	・内容検討、役割分担	会場：代陽公民館
H27. 8. 4	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク臨時会及び いっそ DE フェスタ 2016 第 2 回 実行委員会	◆臨時会 新市誕生 10 周年記念市民活動特別支援事業に ついて ・参加者募集について ・当日の運営・役割分担について ・駐車場について ◆実行委員会 ① プログラム概要について ② 講師について	会場：人権啓発センター 会議室（千丁庁舎 3 階）
H27. 8. 9	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク会員学習会	講話「誰にでもできる防災」 ～東日本大震災を体験して～ 講師：柳原志保 氏	会場：代陽公民館
H27. 9. 2	情報誌 Mi☆Rai 第 12 号編集会議③	特集記事作成	会場：代陽公民館
H27. 9. 10	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 9 月定例会及び いっそ DE フェスタ 2016 第 3 回 実行委員会	◆ミニ学習会 「防災講演会を受けて ～アレルギー対応非常食について～」 講師：西部学校給食センター 重本公茂 場長 ◆定例会 新市誕生 10 周年記念市民活動特別支援事業に ついて ① 当日の役割分担 ② 意見交換会（ワールドカフェ方式）の方法 ◆実行委員会	会場：代陽公民館

① オープニング等の企画について			
H27. 9. 13	新市誕生 10 周年記念市民活動特別 支援事業	講師：株式会社アヴァンティ 代表取締役会長 CEO 村山由香里 氏	会場：肥後銀行八代支店 セミナールーム
	「一人の百歩より百人の一步を ～男女共同参画のまちづくりの ために～」	第 1 部 講話 「女性が活躍する社会へ、いま、変化の時！」 第 2 部 ワールドカフェ 「まちづくりに女性の声を反映するために わたしたちにできること」	
		対象：市民及び市民活動団体	
H27. 10. 14	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク 堀口佳寿代 氏	会場：市内高校
		対象：生徒	
H27. 10. 15	いっそ DE フェスタ 2016 第 4 回 実行委員会	① オープニング等の企画について	会場：千丁庁舎 2 階 大会議室
H27. 10. 15	ステップアップセミナー 第 1 回	開講式	会場：やつしろハーモニー
	明日のために今！やろう ～あなたの未来に差をつける～	講座：鍛える！発言力と発想力【初級編】 ～おもてなしで磨いた会話力～ 講師：TMC ㈱代表取締役 潮崎加代子 氏	ホール 大会議室 A
H27. 10. 19	情報誌 Mi☆Rai 第 12 号編集会議④	特集記事・シリーズキラットさん記事作成	会場：代陽公民館
H27. 10. 22	ステップアップセミナー 第 2 回	講座：地域を活かす力 ～おれんじ鉄道とともに歩んだ私の 11 年～ 講師：NPO ネット八代理事長 岡田敏代 氏	会場：やつしろハーモニー ホール 大会議室 A
H27. 10. 23	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク 山本三代子 氏	会場：市内高校

対象：高校生			
H27. 10. 23	熊本県男女共同参画社会づくり	埼玉県男女共同参画センター（With You さい	
～			
H27. 10. 25	地域リーダー育成研修派遣	たま）・大田区立男女共同参画推進センター（	
		エセナおおた）等の視察及び交流研修	
		研修生：応募市民 1 名派遣	
H27. 10. 29	ステップアップセミナー 第 3 回	講座：ハラスメントに屈しない！	会場：やつしろハーモニー
	明日のために今！やろう	～知っておきたい法律知識～	ホール 大会議室 A
	～あなたの未来に差をつける～	講師：熊本県弁護士会所属弁護士 篠倉慎一 氏	
H27. 11. 2	情報誌 Mi☆Rai 第 12 号編集会議⑤	レイアウト作業	会場：代陽公民館
H27. 11. 5	女性人材リスト登録者のための	講座：鍛える！発言力と発想力【応用編】	会場：やつしろハーモニー
	フォローアップセミナー	～自分の意見を発信する～	ホール 大会議室 A
	明日のために今！やろう	講師：TMC(株)キャリアアップスクール	
	～あなたの未来に差をつける～	キャリアアップコンサルタント	
		潮崎加代子 氏	
H27. 11. 12	八代市男女共同参画社会づくり	◆ミニ学習会	会場：代陽公民館
	ネットワーク 11 月定例会及び	① DVについて考えてみましょう	
	いっそ DE フェスタ 2016 第 5 回	② 「日常の人権 I 気づきから行動へ」視聴	
	実行委員会	② 女性活躍は進んでいるか？	
		◆定例会	
		① 会員レクリエーションについて	
		◆実行委員会	
		① チラシ校正	
		② ぼくらの放送大集合テーマについて	
H27. 12. 1	情報誌 Mi☆Rai 第 12 号発行	特集「ママ防災士と考える	全戸配布
		こんなとき どうする？」	
		ほか	

H27. 12. 2	男女共同参画地域リーダー育成 派遣研修報告会及び情報誌 Mi☆ Rai 編集スタッフ研修会	報告者：研修生 1 名 出席者：編集スタッフ及び男女共同参画推進室	会場：代陽公民館
H27. 12. 10	アドバイザー派遣事業	内容：性教育講演会（デート DV 防止講座） 講師：千丁ウィミンズネットワーク 山本三代子 氏 対象：中学生	会場：市内中学校
H28. 1. 14	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 1 月定例会及び いっそ DE フェスタ 2016 第 6 回 実行委員会	◆定例会 ① 会員レクリエーションについて ◆実行委員会 ① ぼくらの放送大集合テーマについて ② くまモンとヨーガの構成について ③ 観客動員について ④ 当日の役割分担 ⑤ 当日配布資料について	
H28. 1. 28	アドバイザー派遣事業	内容：デート DV 防止講座 講師：千丁ウィミンズネットワーク 堀口佳寿代 氏 対象：高校生	会場：市内高校
H28. 2. 8	八代市男女共同参画行政推進 委員会	議事 ① 男女共同参画推進のため今後、庁内で進める べき事項について ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律について ③ 女性人材リストの活用について	
H28. 2. 8	いっそ DE フェスタ 2016 第 7 回 実行委員会	① 観客動員について ② 当日の業務について	会場：代陽公民館

H28. 2. 14	いっそ DE フェスタ 2016	◆エフエムやつしろ公開録音 ぼくらの放送 大・集・合 !! ～いっそ DE しゃべろうスペシャル～ ◆くまモンとヨーガ ◆講演 演題：すすんでる？女性の進出 ～全日本おばちゃん党にきく～ 講師：大阪国際大学准教授 谷口 真由美 氏	会場：やつしろハーモニー ホール
H28. 3. 10	八代市男女共同参画社会づくり ネットワーク 3 月定例会及び いっそ DE フェスタ 2016 第 8 回 実行委員会	◆定例会 ① 平成 27 年度活動状況のまとめ ② 次年度計画について ◆実行委員会 ① いっそ DE フェスタ 2016 実績について ② アンケート結果について ③ 収支決算について	会場：代陽公民館
H28. 3. 18	いっそ DE フェスタ 2016 監査	監査実施	場所：人権啓発センター 和室（千丁庁舎 3 階）
随時	八代市男女共同参画専門委員相談	弁護士 2 名・臨床心理士 1 名 委嘱	
随時	相談業務	八代市人権啓発センター人権相談員による	

平成 27 年度 ステップアップセミナー実施要項

1 目 的

本市の男女共同参画社会づくりを推進するため、女性の意識改革や知識、スキル等の習得の場を提供して、やる気と行動力を高め、女性の新たなチャレンジを応援する。

また研修受講者のうち、希望される方は女性人材リストに登録し、審議会等の委員へ登用促進を行うなど女性の社会参画を目指す。

2 テーマ及び内容

『明日のために、今！やろう ～あなたの未来に差をつける～』

回	開催日時	講座・講師
1	10/15 (木) 19:00～21:00	開講式
		鍛える！発言力と発想力「初級編」 ～おもてなしで磨いた会話力～
		講師：TMC(株) キャリアアップスクール キャリアアップコンサルタント 潮崎 加代子
2	10/22 (木) 19:00～21:00	地域を活かす力 ～おれんじ鉄道とともに歩んだ私の 11 年～
		講師：NPO ネット八代理事長 岡田 敏代
3	10/29 (木) 19:00～21:00	ハラスメントに屈しない！ ～知っておきたい法律知識～
		講師：熊本県弁護士会所属 弁護士 篠倉 慎一

3 対象者 市内在住または市内に通勤・通学する 18 歳以上の方ならどなたでも

4 予定人員 50 名程度

5 会 場 やつしろハーモニーホール 大会議室 A

6 託 児 要予約 先着 10 名（1 歳～就学前）

平成 27 年度 女性人材リスト登録者のためのフォローアップセミナー実施要項

1 目 的

審議会等をはじめ、様々な分野へ意欲的に参画できるよう、課題解決能力や発言力の向上を図る。

2 日 時 平成 27 年 11 月 5 日（木）19:00～21:00

3 テーマ及び内容

テーマ 『明日のために、今！やろう ～あなたの未来に差をつける～』

タイトル 「鍛える！発言力と発想力「応用編」 ～自分の意見を発信する～」

講 師 TMC(株)キャリアアップスクール キャリアアップコンサルタント 潮崎 加代子

4 対象者 女性人材リスト登録者及び平成 27 年度ステップアップセミナー受講者（希望者）

5 会 場 やつしろハーモニーホール 大会議室 A

6 託 児 要予約 先着 10 名（1 歳～就学前）

新市誕生10周年記念いっそDEフェスタ2016実施概要

1 趣 旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を図るために開催する。

「いっそで」とは、八代地域の方言で「みんな一緒に」の意味で、「男性も女性も、若い人からお年寄りまで、みんな一緒に男女共同参画社会づくりを考えましょう」というメッセージを含んでいる。

2 概 要

(1) 主 催 八代市・いっそDEフェスタ2016実行委員会

(2) 日 時 平成28年2月14日(日)

(3) 場 所 やつしろハーモニーホール

(4) テーマ 向きあい・語りあい・認めあい、男女にめざそう調和の社会^{とも}

(5) プログラム

13:15～ エフエムやつしろ公開録音

ぼくらの放送 大・集・合!! いっそDEしゃべろうスペシャル

14:15～ くまモンとヨーガ

14:30～ 講演 すすんでる? 女性の進出 ～全日本おばちゃん党にきく～

講師 谷口真由美さん(大阪国際大学准教授)

(6) 入場料 無料

(7) 託 児 事前の申込に応じて、1歳～就学前の幼児を対象に実施

(8) 手話通訳 3名

(9) 入場者数 350名

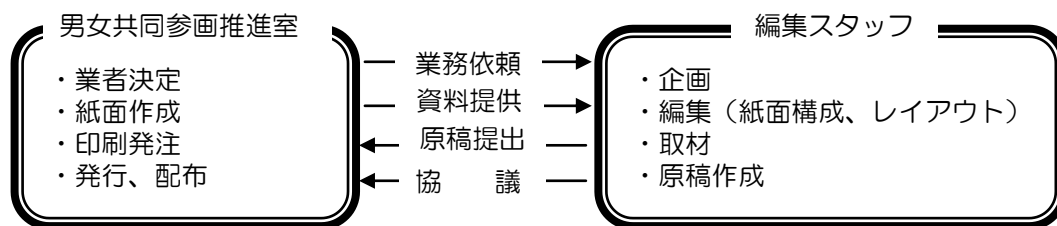
来場者感想（アンケートより抜粋）

No.	御意見	年代
1	・エフエムやつしろの公開放送を聞いて、これから確実に男女の意識が変わるんだなと実感できました。若いうちから男女平等の教育をすることの大切さが解ります。 ・マイノリティーの立場で物を考えるのが大事ということ、目からウロコです。	60代
2	若者の参加イベントとても良かったです。ただ一つの学校だけでなく、もっと多くの高校、一般の男女の参加できる会にしていきたい！！	60代
3	若い人たちの意見を聞いたことも良かったです。これからも若い人たちの意見等を聞いて欲しいです。未来のために。	60代
4	少数者側に立って物考えることが人権とても理解できる講演だった。私がという主語で責任を持つことが大事、マイノリティーとマジョリティーの話が良かった。	60代
5	エフエムやつしろ公開録音も谷口先生の講演もとても楽しく聞くことができたし、いろいろ考える機会が得られた気がしました。結婚後も仕事を続けていく上で、旧姓をそのまま名乗るのか、夫の姓を名乗るのか、必ず個人の選択でできるようになれば良いと思いました。	60代
6	少数派の意見を大切にすることができる社会が男女共同参画であり、人の心を大事にすることだと思っています。一人一人が大切にされる社会は少数派の意見に耳を傾け、色々なことが選択できる社会だと思います。	50代
7	今年の新しい試みは評価できると思う。若い世代は私の時代と違って男女共同参画を学校で学んでいることは嬉しいことであるが、やはりまだまだ常識にとっぴりつかって男女共同参画の本質を十分に理解できていないのは悲しい思いになりました。講演は分かりやすい言葉で分かりやすく話してもらい良かった。楽しかった。	60代
8	谷口さんの講演を聞いて、「私」を主語に持って、責任をとれる行動を心がけたい。	30代
9	社会全体の各人の意識改革が必要なんだと改めて思いました。自分の職場でも女性が男性の陰に隠れて遠慮する事が良いと思っている人が多いように思います。男性、女性それぞれの意識が変わっていくようにこういう講演会にまた自分が参加して、それを少しでも伝えていけたらと思います。ありがとうございました。	40代
10	「少数派側に立って考える」多数派の中にいると安心だもんね。70才になってもそれから抜け出せない自分がある。ありがとう!!	70代
11	男の人が家庭に帰られる社会にしないでほしいと思います。女を男並みに・・・ではなくて、男を女並みに・・・して、暮らしから政治を考えられるようにしないって思います。エフエムやつしろ公開録音には参加できませんでしたが、若い人の活動があるのはいいと思いました。女性だからとひいてしまう自分ではなくて、「私は」と自分の意見を言えるような自分にしたいと強く思いました！	50代
12	講演の中でもあったように、マイノリティーの視点から見ていく必要があるというのがよく分かりました。当事者意識を大切にしていきたいと思いました。	50代
13	積極的に社会に関わろうという意欲がわいてきました。なるべく身近な事を自分の事として考えたいと思います。	60代
14	孫よりも若い人の考えを楽しんで聞きました。高校生の考え方や意見を聞き、私達の時代との違いを感じました。	80代以上
15	マイノリティ側の視点で考えるということがすごく共感できた。全てに通じることだと思う。ハンセン病問題も水俣病問題も性的マイノリティの問題も同和問題もこの視点で考えていきたい。	50代

八代市男女共同参画情報誌Mi☆Ra i 第12号発行概要

- 1 件 名 八代市男女共同参画情報誌
- 2 部 数 49,000部
- 3 発行日 平成27年12月1日
- 4 配布方法 広報やつしろ12月1日号 折込（全戸配布）
- 5 紙 面 A4版 4頁 2色刷
- 6 内 容
 - 1面 表紙
災害発生 その時、あなたならどうしますか？
八代みらいネット 防災学習会より
 - 2・3面
特集 ママ防災士と考える こんなときどうする？
～災害への備えと心がまえ～
 - 4面
シリーズキラット☆さん
村崎 真理さん
八代みらいネット主催 男女共同参画講演会
「女性が活躍する社会へ いま、変化の時！」

7 編集体制 ボランティアスタッフによる編集



8 スケジュール

6月	ボランティアスタッフ募集、紙面構成、担当決定
7月～9月	取材、紙面作成、記事提出
10月	決裁、入稿（初旬）、校正
11月～12月	納品、発行

V

データでみる八代市の男女共同参画の状況

八代市における審議会等委員への女性の登用状況調査

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

1. 審議会等への女性の登用状況

(1) 地方自治法第 180 条の 5 に基づく委員会(委員会数 6)

委員会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員会	4	1	25.0
選挙管理委員会	4	0	0.0
公平委員会	3	1	33.3
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	36	2	5.6
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
小 計 ①	53	4	7.5

(2) 地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会(審議会数 39)

	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小 計②	575	184	32.0

	委員総数(人)	女性(人)	女性の割合(%)
合 計(①+②)	628	188	29.9

(3) その他要項等に基づく委員会、協議会、懇話会等(委員会等数 24)

委員会、協議会、懇話会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
小 計③	343	118	34.4

※(1)(2)(3)の合計(審議会等数 85)

合 計	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
計(①+②+③)	971	306	31.5

2. 女性議員

区 分	現員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
八代市議会	32	3	9.4

3. 女性職員の役職登用状況 (※各種委員会を含み、現業職員を除く)

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

	職員総数	課長級以上	補佐級	係長級	役付計
職員総数(女性+男性)	1,083	138	212	90	440
女性の数	417	13	50	25	88
女性の割合(%)	38.5	9.4	23.6	27.8	20.0

○八代市における審議会等委員への女性の登用状況

	地方自治法第180条の5 に基づく委員会 ①			地方自治法第202条の3 別表7による審議会 ② ※広域を含まない			合計 ①+②			その他要項等による 委員会、審議会、協議 会等 ③			合 計 ①+②+③		
	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性の 割合 (%)
H24.3.31	54	4	7.4	559	162	29.0	613	166	27.1	610	155	25.4	1,223	321	26.2
H25.3.31	55	7	12.7	527	154	29.2	582	161	27.7	491	110	22.4	1,073	271	25.3
H26.3.31	55	5	9.1	532	168	31.6	587	173	29.5	376	128	34.0	963	301	31.3
H27.3.31	55	5	9.1	552	176	31.9	607	181	29.8	360	128	35.6	967	309	32.0
H28.3.31	53	4	7.5	575	184	32.0	628	188	29.9	343	118	34.4	971	306	31.5

○八代市の女性職員の役職登用状況

	全 体			課長級以上			補佐級			係長級			役付総数		
	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員 総数	女性 の数	女性の 割合 (%)	職員総 数	女性 の数	女性の 割合 (%)
H24.4.1	1,114	408	36.6	146	15	10.3	199	46	23.1	71	23	32.4	416	84	20.2
H25.4.1	1,073	391	36.4	140	14	10.0	193	46	23.8	85	26	30.6	418	86	20.6
H26.4.1	1,070	393	36.7	141	13	9.2	203	49	24.1	84	22	26.2	42.8	84	19.6
H27.4.1	1,068	398	37.3	147	14	9.5	203	51	25.1	87	17	19.5	437	82	18.8
H28.4.1	1,083	417	38.5	138	13	9.4	212	50	23.6	90	25	27.8	44.0	88	20.0

○八代市の新規採用職員の採用状況

	総 数	女性 の数	女性 の割合	職種ごとの女性の数 ()は男性の数												
				事務 職	技術 職	保育 士	教諭 幼稚園	保健 師	看護 師	技師 臨床検査	衛生 士	歯科 技師	放射 線	栄養 士	管理 福祉士	社会 社会 学 芸員
H24 年度	14	6	42.9	5(2)	0(5)						1(0)	0(1)				
H25 年度	15	8	53.3	2(4)	2(3)	2(0)		1(0)		1(0)						
H26 年度	28	16	57.1	9(5)	0(6)	2(0)	2(0)	1(0)	1(1)						1(0)	
H27 年度	20	12	60.0	6(3)	1(5)	2(0)		1(0)						1(0)		1(0)
H28 年度	36	20	55.6	11(9)	1(7)	2(0)	0(0)	2(0)	1(0)						2(0)	1(0)

男女共同参画推進室への相談状況

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

	受付内容	件数(人)	処理状況	件数
市の施策に関する苦情		—		—
私人間の事案	ドメスティック ・バイオレンス	19 (5)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	7 12 3
	セクシュアル ・ハラスメント	9 (4)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	3 6 1
	家族関係	8 (2)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	4 4 1
	仕事関係	2 (1)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	- 2 -
	その他	3 (1)	面談による相談 電話・電子メール うち、専門委員による助言指導	2 1 1
合計	41 件		専門委員による助言指導	6
			他の機関を紹介	6
			窓口相談	29
			その他	—

VI

資 料

八代市男女共同参画推進条例

平成 17 年 8 月 1 日
条例第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 10 条—第 13 条）
- 第 3 章 八代市男女共同参画審議会（第 14 条・第 15 条）
- 附則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を謳っている。にもかかわらず、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

八代市は、伝統的な保守性と進取の精神が対峙し、又は包容しながら誇るべき歴史と文化を培ってきた。

しかしながら一部ではあるが、閉鎖的、排他的な気風と慣習が残り、男性を中心とする意識や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が今なお存在している。また、市民生活のさまざまな場面において、女性は控えめであることが求められ、女性自身もまたこれを容認する傾向が残っている。

このような状況を踏まえ、すべての「ひと」男女が、社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれず、自分らしく個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任も分かち合い、幸せな生活が送れるまちの実現をめざして、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、実現すべき姿の達成に向けて、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (3) ジェンダー 男女の役割を固定的に捉える社会的、文化的に培われ形成されてきた性別をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応によって不利益を与える行為をいう。
- (5) 積極的格差是正措置 第 1 号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が共に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動を円滑に行うことができるよう配慮されること。
(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画の推進に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。
 - イ 「男らしさ」「女らしさ」という観念にとらわれず、「その人らしさ」を尊重しあう家庭になること。
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 育児休業や介護休業を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。
 - イ 採用、配置、賃金、昇進等の男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮され、ジェンダーにとらわれない生き生きとした職場になること。
 - ウ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境がつくられること。
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 教育のあらゆる分野で、「男の子だから」「女の子だから」ではなく、個性を尊重し能力を発揮できる教育が進むこと。
 - イ 男女共同参画の推進について指導者の研修の機会が増進されること。
- (4) 地域において実現すべき姿
 - ア 古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域がつくられること。
 - イ 男女が対等に地域活動に参画することにより、住みよい地域づくりに貢献できること。
(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「施策」という。)を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、男女共同参画に関する教育の推進、情報の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、国、県、他の地方公共団体その他関係団体(事業者を含む。)との連携に努めなければならない。
(市民の責務)

第 6 条 市民は、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる場において、自ら進んで男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の禁止)

第 8 条 何人も、性別を理由とする差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、あらゆる場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 9 条 公衆に表示する情報を発信しようとするものは、性別による役割分担の固定化又は女性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する施策

(行動計画)

第 10 条 市長は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、広く市民の意見を聴くとともに、八代市男女共同参画審議会に意見を求めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前 3 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(男女共同参画週間)

第 11 条 市は、市民の間に広く男女共同参画について関心と理解を深め、男女共同参画の推進に関する活動への積極的な参加を促すため、八代市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設ける。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組みを積極的に行っているものの顕彰その他の男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理)

第 12 条 市民又は市内に在勤する者若しくは在学する者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害されたことについて苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出について、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するほか、必要な体制の整備を行うものとする。

4 前項の機関は、第 1 項の規定により施策についての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて市長に対し説明及び関係資料の提出等を求め、必要があると認めるときは、勧告等を行うことができる。

5 第 3 項の機関は、第 1 項の規定により人権を侵害されたことについての苦情等の申出を受けたときは、調査のため必要に応じて関係者に対し、その協力を得た上で資料

の提供及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うとともに、市長に対して勧告するよう求めることができる。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年度男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第 3 章 八代市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 14 条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例(平成 13 年八代市条例第 31 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

八代市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 8 月 1 日
規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八代市男女共同参画推進条例(平成 17 年八代市条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の処理)

第 2 条 条例第 12 条第 3 項に規定する機関として男女共同参画専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

2 専門委員は 3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門委員は、再任されることができる。

6 市長は、専門委員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は専門委員に職務上の義務違反その他専門委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(職務等)

第 3 条 専門委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、苦情等の申出について調査し、助言、是正の要望、勧告等を行うこと。

(2) 前号に規定する職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 専門委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 専門委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行う。

(1) 職務の執行の方針に関する事項

(2) 職務の執行の計画に関する事項

(3) その他専門委員が合議により処理することが適当であると認められる事項

4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(苦情等の申出)

第 4 条 条例第 12 条第 1 項の規定による申出は、書面(様式第 1 号)により行うものとする。ただし、専門委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があったときは、専門委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 専門委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁判等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の紛争の解決の援助の対象となる事項
 - (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
 - (5) 条例又はこの規則に基づく専門委員の行為に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、専門委員が調査することが適当でないと認める事項
- 2 専門委員は、条例第 12 条第 1 項の男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された旨の申出が当該申出に係る人権の侵害があった日から 1 年を経過した日以降にされたときは、当該申出について調査しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 専門委員は、前 2 項の場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面(様式第 2 号)により通知するものとする。
(調査開始の通知等)
- 第 6 条 専門委員は、条例第 12 条第 1 項の規定による申出について調査を開始するときは、市長又は関係者に対し、その旨を書面(様式第 3 号)により通知するものとする。ただし、人権侵害の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。
- 2 専門委員は、条例第 12 条第 4 項又は第 5 項の規定により、市長又は関係者に対し説明及び関係資料の提出等を求めるときは、書面(様式第 4 号及び第 5 号)により依頼するものとする。
(調査結果等の通知等)
- 第 7 条 専門委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を速やかに当該申出をした者に対し書面(様式第 6 号)により通知するものとする。この場合において条例第 12 条第 4 項の勧告等又は同条第 5 項の助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。
- 2 専門委員は、申出について調査が終了した場合において、条例第 12 条第 4 項の勧告等又は同条第 5 項の助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第 1 項の規定により調査開始の通知をした市長又は関係者に対し、書面(様式第 7 号)により通知するものとする。
(勧告、意見表明及び助言)
- 第 8 条 専門委員は、条例第 12 条第 4 項の申出について調査した結果、必要があると認めるときは、市長に対し、同項の勧告のほか、意見表明又は助言をするものとする。
- 2 条例第 12 条第 4 項の勧告又は前項の意見表明若しくは助言は、書面(様式第 8 号)により行うものとする。
(助言、是正の要望等)
- 第 9 条 専門委員は、条例第 12 条第 5 項の助言を口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した文書の交付を求められたときは、書面(様式第 9 号)により交付するものとする。
- 2 条例第 12 条第 5 項の是正の要望等は、書面(様式第 10 号)により行うものとする。
- 3 専門委員は、市長に対して条例第 12 条第 5 項の勧告を求めるときは、書面(様式第 11 号)により行うものとする。
- 4 市長は、前項により勧告を求められた場合において、必要があると認めるときは、書面(様式第 12 号)により勧告するものとする。
(是正その他の措置の報告)
- 第 10 条 専門委員は、条例第 12 条第 4 項の勧告又は第 8 条第 1 項の意見表明を行ったときは、市長に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告(様式第 13 号)を求めるものとする。

(処理状況報告書)

第 11 条 専門委員は、毎年度 1 回、申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

(審議会)

第 12 条 条例第 14 条に規定する八代市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 行動計画の策定に関する事項

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の評価に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 審議会は、前項に定める事項について市長に意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(窓口)

第 15 条 条例第 12 条第 1 項に規定する苦情等の申出の受付及び審議会の庶務については、市民環境部人権政策課において処理する。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八代市男女共同参画推進条例施行規則(平成 14 年八代市規則第 2 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 25 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規則第 6 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)

八代市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成 29 年 1 月 20 日～平成 31 年 1 月 19 日（2 年間）

	氏 名	
会長	いのうえあつこ 井 上 篤子	
委員	こ が けいこ 古閑 啓子	
委員	こ が のりつぐ 古賀 倫 嗣	学識経験者
委員	さわ まゆみ 澤 真由美	
委員	しいば ひろこ 椎葉 広子	
委員	しげもときみしげ 重 本 公 茂	学識経験者
委員	たのうえあけみ 田 上 朱 美	
委員	なかしまたかとし 中 島 孝 利	
委員	なかの せいき 中野 聖 規	学識経験者
委員	な す てつお 那須 哲夫	
委員	みなかみじゅんこ 水 上 順 子	
副会長	もみのき めぐみ 樫 木 恵	

（50 音順 敬称略）

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2016/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
1	八代市女性模擬議会	女性模擬議会の記録	120	記録として (男女共同参画)	記録	一般	
2	山田家の食卓	――	45	男女共同参画	――	――	
3	ドメスティックバイオレンス 家庭内における女性と子どもへの影響	児童虐待がここ 10 年 10 倍以上に増え続けている。今、子ども達に何が起きているのか。その原因はドメステックにあるとされている。ドメステックバイオレンスの女性と子どもへの影響について、福祉に携る現場の方々のお話を交えて考える。	25	DV	学習	一般	1988 年作
4	ドメスティックバイオレンス どうして私を殴るのですか ～妻や恋人への暴力は犯罪です～	夫や恋人からの暴力・・・ドメステックバイオレンスについての解説や女性へのアドバイス	25	DV	学習	一般	
5	さよなら！職場の セクシュアルハラスメント	職場の効率的運営から見ても見逃せないセクハラ。その防止への取組みをドラマ形式で説明。	27	セクシュアルハ ラスメント	学習	一般	1998 年作
6	根絶！夫からの暴力'04 (改訂版)	平成 13 年 4 月配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定された。夫からの暴力に悩む女性を主人公にしたドラマを通して、それがどのような法律であるか、実際暴力を受けている人を保護するためにどのような政策がなされているかを紹介する。「配偶者暴力防止法」が改正されたことを受けて一部改定したものである。	27	DV	ドラマ	一般	2004 年作
7	21 世紀はみんなが主役 男女共同参画社会基本法 のあらまし	①男女共同参画社会とは何か ②男女共同参画社会の実現の必要性 ③男女共同参画社会基本法成立に至るまでの経緯 ④男女共同参画社会基本法の5つの基本理念 ⑤国の取組み	23	男女共同参画	ドラマ	一般	2002 年作
8	ロボットハートンのぎもん	男の子、女の子って何ですか？—人間の心がわからないロボット「ハートン」の疑問をアカリとユウキは解決できるか？	17	男女共同参画	アニメ	小学生 高学年	2004 年作

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2016/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
9	ならんで一緒に歩きたい 男女共同参画社会づくりに 向けて	日本女性がいま、どのような問題を抱えているのか、また、日本が女性問題の解決に向け、世界にどれだけ貢献できるのかななどをまとめた作品。	16	男女共同参画	学習	一般	1996 年作
10	元気に再チャレンジ！ ～キラキラしている女性 たち～	再就職を目指す主婦が、不採用の連続という厳しい現実にも直面しながらも、地域の女性センターなどで開催される「再就職支援セミナー」に参加することで勇気づけられ、再び求職活動に積極的に取り組む。果たして努力は実るのか？実際に再チャレンジを果たした女性たちが登場し、実体験を語りながら力強いエールを送る。	25	男女共同参画	ドラマ	一般	2006 年作
11	体験！発信！チャレンジ・ ストーリー ～まちづくりにかける元気な 女性たち～ダイジェスト版	まちづくりにかける元気な女性たちの事例3件を紹介。・滋賀県栗東市：NPO 法人「びいめ～る企画室」コミュニティ・ショップの夢にチャレンジ！・熊本県宇城市：「風の会」歴史ある町並みを蘇らせる女性たち！・京都府舞鶴市：NPO 法人「舞鶴市女性センターネットワークの会」“人”と“気持ち”をつなげたい！	39	男女共同参画	ドキュメント	一般	2006 年作
12	ワーク・ライフ・バランス ～働きがいのある職場と 生き生きした暮らし～	ワーク・ライフ・バランスとは、多様化する生活スタイルや働き方に対する新たな取り組みのこと。仕事と生活の調和を図るために、ワーク・ライフ・バランスを推進する組織や個人の取り組みを紹介する。	27	男女共同参画	学習	一般	2007 年作
13	夢へのパスポート ～まちづくりにかける元気な 女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ。内閣府が男女共同参画のロールモデルとして発信する第2弾。本作では、新潟県上越市、岐阜県郡上市、東京都大田区の女性たちの奮闘ぶりを描く。	87	男女共同参画	ドキュメント	一般	2007 年作 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2016/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
14	明日への道しるべ ～まちづくりにかける元気な女性たち～	まちづくりや地域おこしに取り組む、元気な女性たちのドキュメンタリー・ビデオ、第3弾。本作では、青森県八戸市(はちのへ女性まちづくり塾生の会)「再発見！私たちのオリジナル観光マップ」、福島県安達郡大王村(森の民話茶屋)「伝えたい！民話で語る村の心」の女性たちの活動を追いかける。	60	男女共同参画	ドキュメント	一般	2008 年作 《DVD》
15	配偶者からの暴力の根絶をめざして～配偶者暴力防止法のしくみ～	配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者からの暴力は、あなたの身近なところでおきています。このDVDでは、配偶者からの暴力の根絶をめざして、「配偶者暴力防止法」のしくみ等についてわかりやすく紹介しています。	35	DV	学習	一般	2008 年作 《DVD》
16	デートDV ～相手を尊重する関係をつくる～	DV(ドメスティック・バイオレンス)は親密な関係の相手に対してふるうからだと心への暴力です。これは大人だけの問題ではありません。若者の間でも広くおきています。デート相手にするので「デートDV」と呼びます。若者たいが、DVをする人にもされる人にもならないために学ぶ教育が、今必要とされています。 若者たちが「デートDV」とは何か、なぜおきるのか理解し、それが自分の問題だと気づくことや学ぶことが必要です。学校などで若者たちが、相手を尊重する関係をつくる大切さを、具体的にわかりやすく学べるように制作されています。	30	デートDV	学習	生徒 一般	2006 年作 《DVD》 字幕入り
17	人と人とのよりよい関係をつくるために ー交際相手とすてきな関係をつくっていくためにはー	若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」を使った授業の例を指導者向けにわかりやすく解説した教材です。若年層にそのまま視聴できる部分も含めた構成になっています。	42	デートDV	学習	生徒 一般	2010 年作 《DVD》 一部字幕 入り

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2016/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
18	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識① 「セクハラになる時、ならない時」	どのような時にセクハラになり、どのような時にはならないのか。また相手によってセクハラになったりならなかったりする理屈を、アニメを用いてわかりやすく解説。他に人権侵害型とジェンダー型のグレーな事例を詳しく解説。 ・セクハラになる時とならない時の違いは何か ・ジェンダー型セクハラ など	24	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般	《DVD》
19	わかったつもりでいませんか？セクハラ対策の新常識② 「あなたならどうする？」	ディスカッション用の事例ドラマと、考えるヒントとしての設問・解説によって構成。微妙なセクハラ事例の当事者となったとき、どのような対応をすればよいかを考える教材。 ・上司から個人的な行為を寄せられた部下 ・部長によるセクハラ行為を部下から相談された課長	25	セクハラ問題 職場の人権	学習	一般 (管理職向け)	《DVD》
20	ムーブフェスタ 2009 ミュージカル 扉の向こうに	北九州市男女共同参画センター“ムーブ”制作オリジナルミュージカルを収録。 仕事、家庭、介護、結婚、夫婦などの視点から共同参画を実感できる内容です。	100	男女共同参画	ミュージカル	一般	2010 年 《DVD》
21	私らしくマイノリティを生きる ～女性差別撤廃条約のいま～	複合的な差別を乗り越えようとしている当事者の声を紹介。見ようとしなければ見えにくいマイノリティの立場に置かれた人びとへの差別に気づき、あわせて女性差別のない社会に向けて立ち上がる必要性を学ぶことができる作品。	20	男女共同参画	学習	一般	《DVD》
22	いろんな性別 LGBTに聞いてみよう！	LGBT(性的少数者)について、アニメーションの動物たちが説明しながら、実写部分で小学5年生15人がLGBTの大人6人にいろいろな質問をする内容です。先生向け用も収録されています。	児童 用 34 先生 用 30	性的マイノリティ	学習	児童 教師 一般	2011 年 《DVD》

男女共同参画啓発用貸出ビデオ・DVD 一覧

2016/4/1 現在

番号	タイトル	内 容	時間 (分)	テーマ	分類	対象	備考
23	セクシュアルマイノリティ入門「もしも友だちがLGBTだったら」	高校生の主人公がLGBTであることを周囲に打ち明けるまでの葛藤が、ドラマ仕立てで描かれています。ドラマ収録後に当事者メッセージも収録してあります。	20	性的マイノリティ	ドラマ インタビュー	生徒 一般	2010 年 《DVD》
24	あなたがあなたらしく生きるために	性的マイノリティについて正しい理解を持ち、さらに誰もが自分らしく毎日を過ごすため、立場の異なる一人一人が何をすべきか、また、社会全体がどんな取り組みをすべきなのかをわかりやすく解説しています。	30	性的マイノリティ	学習 ドラマ	一般	2014 年 《DVD》
25	安心できる避難所づくり ～男女共同参画の視点を 避難所運営に～	災害はいつどこで起きてもおかしくありません。その時のために、どのような避難所づくりが大切なのか、男女共同参画の視点から解説しています。	26	男女共同参画	学習	一般	2013 年 《DVD》
26	ワーク・ライフ・バランスを知っていますか？ ～働くオトコたちの声～	ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と「生活」を調和させるライフスタイルのことをいいます。本作品では、ワーク・ライフ・バランス社会の実現を目指す企業や、仕事と家庭の理想的なバランスを実践する人々の姿をドキュメンタリーで紹介してあります。	26	男女共同参画	ドキュ メンタ リー	一般	2008 年 《DVD》
27	なぜ企業に人権啓発が必要なのか	企業を舞台に日常の会社生活の一幕を切り取ったわかりやすいドラマとして構成。改めて人権について考えるための素材として活用いただけます。	22	人権全般	ドラマ	一般 事業所	2014 年 《DVD》
28	専門家から学ぶハラスメント対応 ～被害者・行為者ヒアリングから問題解決まで～	企業の相談担当初心者から経験者までを対象としており、最近の女性活躍を背景にした事例に沿って、専門家による経験に基づいた解説が収録されています。	50	人権全般	学習	一般・事業所(人 権 担 当 者)	2014 年 《DVD》

八代市男女共同参画社会づくりネットワーク（八代みらいネット）

プロフィール	八代みらいネット（八代市男女共同参画社会づくりネットワーク）は、男女がともにいきいきと暮らす社会づくりをめざして、地域で活動する個人や団体が集まったネットワークです。 男女共同参画についての学習会や啓発グッズの開発などの自主活動のほか、八代市主催事業（いっそ DE フェスタなど）への参画等、積極的な活動を展開しています。 モットーは「一人の百歩よりも百人の一步」。ともに歩む仲間をいつでも募集中です。グループでも個人でも大歓迎。みなさまの参加をお待ちしています。
主な活動内容	出前講座、会員学習会、会員レクリエーション、啓発グッズの作成、市主催事業の受託（いっそ DE フェスタ）、通常総会（年1回）、定例会（2か月に1回）など
会 員	◇ 個人会員 満20歳以上の者であって、八代市内に居住又は通勤・通学する者 ◇ 団体会員 八代市内に主な活動拠点を有する団体

研修会開催



啓発グッズ【ジェンダーかるた】



いっそDEフェスタ





八代市男女共同参画
シンボルマーク